

資料編

資料編 目 次

1. 関係機関連絡先	1
2. 一般廃棄物（ごみ）処理施設	2
3. 災害廃棄物処理に係る支援協定の内容	3
4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の推計方法	15
5. 仮置場必要面積の推計方法	29
6. 収集運搬能力について	31
7. 処理困難物等の種類別処理方法	33
8. 放射性物質汚染廃棄物について	42

市町別データ

様式集

1. 関係機関連絡先

	組織	部署名	所在地	電話番号	FAX	
国	環境省(本省)	災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5521-8358	03-3593-8263	
	近畿地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズビル8F	06-4792-0702	06-4790-2800	
	中部地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課	名古屋市中区三の丸2丁目5-2 中部経済産業局総合庁舎 1F	052-955-2132	052-951-8889	
広域連合	関西広域連合 広域防災局	兵庫県 防災企画局 防災計画課内	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9806	078-362-9839	
周辺府県	京都府	循環型社会推進課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4730	075-414-4710	
	大阪府	資源循環課	大阪市中央区大手前2丁目	06-6210-9562	06-6210-9561	
	兵庫県	環境整備課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3273	078-362-4189	
	奈良県	廃棄物対策課	奈良市登大路町30	0742-27-8746	0742-22-7472	
	和歌山県	循環型社会推進課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2675	073-441-2685	
	福井県	循環社会推進課	福井市大手3-17-1	0776-20-0317	0776-20-0679	
	三重県	廃棄物・リサイクル課	三重県津市広明町13	059-224-2385	059-222-8136	
	岐阜県	廃棄物対策課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8219	058-278-2607	
市町組合	大津市	廃棄物減量推進課	大津市御陵町3-1	077-528-2802	077-523-2423	
	草津市	資源循環推進課	草津市馬場町1200-25	077-562-6361	077-566-1694	
	守山市	ごみ減量推進課	守山市環境学習都市宣言記念公園1-1	077-584-4692	077-584-4818	
	栗東市	環境政策課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0341	077-551-0148	
	野洲市	環境課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6003	077-587-3834	
	甲賀市	生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2145	0748-63-4582	
	湖南市	環境政策課	湖南市中央1-1	0748-71-2358	0748-72-2201	
	東近江市	資源再生推進課	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5636	0748-24-5692	
	近江八幡市	環境課	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5509	0748-36-5882	
	彦根市	生活環境課ごみ減量・資源化推進室	彦根市元町4-2	0749-30-6116	0749-27-0395	
	米原市	自治環境課	米原市米原1016	0749-53-5112	0749-53-5138	
	長浜市	環境保全課	滋賀県長浜市八幡東町632	0749-65-6513	0749-64-1437	
	高島市	環境政策課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8123	0740-25-8156	
	日野町	交通環境政策課	蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-6578	0748-52-2043	
	竜王町	生活安全課	蒲生郡竜王町大字小口3	0748-58-3703	0748-58-2573	
	愛荘町	くらし安全環境課	愛知県愛荘町愛知川72	0749-42-7699	0749-42-7377	
	豊郷町	住民生活課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8115	0749-35-4588	
	甲良町	住民人権課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-5063	0749-38-5072	
	多賀町	産業環境課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8118	0749-48-0594	
	湖北広域行政事務センター	—	長浜市八幡中山町200	0749-62-7143	0749-65-0245	
	八日市布引ライフ組合	—	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	0748-22-3667	
	中部清掃組合	—	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	0748-53-0941	
	甲賀広域行政組合	—	甲賀市水口町水口6218	0748-62-0483	0748-62-3661	
	湖東広域衛生管理組合	—	犬上郡豊郷町八町500	0749-35-4058	0749-35-4936	
	愛知郡広域行政組合	—	東近江市小八木町16 (愛知郡消防本部3階)	0749-45-1416	0749-45-1418	
	湖南広域行政組合	—	栗東市小楠3-1-1	077-568-0251	077-568-3484	
	彦根愛知犬上広域行政組合	—	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	0749-35-0015	0749-35-4711	
	廃棄物関係団体	(一社)滋賀県産業資源循環協会	—	大津市梅林1-3-30	077-521-2550	077-521-6999
		(公社)滋賀県生活環境事業協会	—	栗東市上砥山232	077-535-9210	077-535-9214
		(公社)滋賀県環境保全協会	—	大津市打出浜2-1 コラボしが21 1F	077-525-2061	077-525-0441
		滋賀県環境整備事業協同組合	—	大津市富士見台57-47	077-533-5400	077-533-5401
		湖北清掃事業協同組合	—	長浜市永久寺町463-1	0749-62-9528	0749-62-9538
(公財)滋賀県環境事業公社		—	甲賀市甲賀町神645	0748-88-9191	0748-88-6322	
その他関係団体	(一社)滋賀県解体工事業協会	—	東近江市五個荘小幡町68番地30	0748-48-2456	0748-48-4113	
	(一社)滋賀県建設業協会	—	大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743	
	(一社)滋賀県トラック協会	—	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015	
	滋賀県レンタカー協会	—	守山市木浜町2298-1 (滋賀県自動車会館内)	077-585-7001	077-585-7008	

2. 一般廃棄物（ごみ）処理施設

滋賀県HP掲載の「滋賀県の廃棄物」参照。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/324692.html>

3. 災害廃棄物処理に係る支援協定の内容

(1) 災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書【滋賀県環境整備事業協同組合】

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、滋賀県内に災害および感染症が発生（以下「災害等発生時」という。）し、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する一般廃棄物の収集運搬業務に支障を来す可能性がある場合に、甲が乙に対し支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物を速やかに撤去するとともに、収集運搬を安定的に継続し、被災地の早期復旧や県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

(2) 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

(支援の要請)

第3条 甲は、市町等が災害等発生時に実施する一般廃棄物の収集運搬およびその他関連する業務（以下「収集運搬等」という。）について、市町等からの要請に基づいて、乙に支援を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

(一般廃棄物の収集運搬等の実施)

第4条 乙は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町等と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、乙から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、市町および県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、市町等と乙の調整および周辺府県との調整を行うものとする。

5 乙は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施する場合は、労働災害および交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に円滑な支援が得られるよう、市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき実施した一般廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担について、災害発生時の支援については、原則として支援を行った日から起算して7日間は、求めないものとする。それ以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

また、感染症発生時の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲および市町等の責に帰さない事由により、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては滋賀県環境整備事業協同組合事務局とする。

(他都道府県への支援)

第11条 甲は、被災した他の都道府県に対して一般廃棄物の収集運搬等について応援を行うために、乙に支援要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年1月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市富士見台57番47号
滋賀県環境整備事業協同組合
理事長 権田 五雄

(2) 災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書【湖北清掃事業協同組合】

滋賀県（以下「甲」という。）と湖北清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、滋賀県内に災害および感染症が発生（以下「災害等発生時」という。）し、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する一般廃棄物の収集運搬業務に支障を来す可能性がある場合に、甲が乙に対し支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物を速やかに撤去するとともに、収集運搬を安定的に継続し、被災地の早期復旧や県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

(2) 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

(支援の要請)

第3条 甲は、市町等が災害等発生時に実施する一般廃棄物の収集運搬およびその他関連する業務（以下「収集運搬等」という。）について、市町等からの要請に基づいて、乙に支援を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

(一般廃棄物の収集運搬等の実施)

第4条 乙は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町等と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、乙から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、市町および県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、市町等と乙の調整および周辺府県との調整を行うものとする。

5 乙は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施する場合は、労働災害および交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に円滑な支援が得られるよう、市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき実施した一般廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担について、災害発生時の支援については、原則として支援を行った日から起算して7日間は、求めないものとする。それ以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

また、感染症発生時の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲および市町等の責に帰さない事由により、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては湖北清掃事業協同組合事務局とする。

(他都道府県への支援)

第11条 甲は、被災した他の都道府県に対して一般廃棄物の収集運搬等について応援を行うために、乙に支援要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年1月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市永久寺町463番地の1
湖北清掃事業協同組合
代表理事 田中 将和

（３）災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書【一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（旧：一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会）】

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（２）災害廃棄物

地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等およびこれらの混合物ならびに災害に伴い発生した緊急に処理を要する廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（３）処理等

災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分およびこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する災害廃棄物の処理等について、市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を様式第1号により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

（１）協力を要請する市町等名

（２）被災の状況

（３）協力要請の内容（作業内容、必要な人員、車両・資機材の数量等）

（４）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする

2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町等との協議に基づくものとする。

3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置き場等については、要請を行った市町等が確保するものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

（１）労働災害および交通事故の未然防止に万全を期すること。

（２）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（３）災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、被災市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を様式第2号により甲に報告するものとする。

- (1) 実施市町等名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として、要請を行った市町等が負担するものとし、その額等は災害発生直前における適正な価格を基準として、協力要請を行った被災市町等と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲および要請を行った市町等の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況を調査し、把握しておくこと。

2 甲は必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(他都道府県への支援)

第12条 甲は、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 大津市梅林一丁目3番30号
一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会
会長 竹之内 實

様式第 1 号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号

年 月 日

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会会長 様

滋賀県知事 ○○○ ○○

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町名

2. 被災の状況

3. 協力要請の内容

①予定期間

②作業内容

③作業場所

④必要な人員、車両・資機材の数量等

4. その他必要な事項

①市町担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス）

②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号

年 月 日

滋賀県知事 ○○○ ○○

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会会長

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1. 実施市町名

2. 実施内容

①実施期間

②実施した作業内容

③実施場所

④従事した人員、車両・資機材の数量等

3. その他必要な事項

①組合担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

②その他

(4) 災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書【一般社団法人滋賀県解体工事業協会】

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、滋賀県域において地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急時の人員、車両および資機材等の調達、ならびに被災した建築物その他工作物（以下、被災建築物等という。）の解体撤去等の協力を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（被災建築物等の解体撤去等の協力要請）

第1条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する被災建築物等の解体撤去等に、市町等からの要請に基づいて、乙に必要な協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（その他の協力要請）

第2条 甲は、資機材労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（協力要請手続）

第3条 甲は、第1条または第2条の規定に基づく乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、様式第1号による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 協力を要請する市町等名
- (2) 被災の状況
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第4条 乙は、解体撤去等の実施にあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙による解体撤去等が円滑に行われるよう、乙に対し、県内の被災状況、復旧状況、その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、解体撤去等に関し、協力可能な乙の会員の状況を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき協力を行った場合は、様式第2号による報告書により、速やかに文書をもって報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまのないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（訓練の参加）

第7条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加について可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条に基づき実施した協力に要した費用については、協力を要請した市町等が負担するものとする。なお、解体撤去等に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、乙と協力を要請した市町等で協議するものとする。

2 第2条に基づき実施した協力に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議するものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の会員および第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第1条に基づく要請にあつては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課とし、第2条に基づく要請にあつては滋賀県知事公室防災危機管理局とする。

2 乙においては、一般社団法人滋賀県解体工事業協会事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

一般社団法人滋賀県解体工事業協会

会長 土田 真也

様式第 1 号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力要請書

第 号

年 月 日

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長 様

滋賀県知事 ○○○ ○○

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第 1 条または第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町等名

2. 被災の状況

3. 協力要請の内容

①予定期間

②作業内容

③作業場所

④必要な人員、車両・資機材の数量等

4. その他必要な事項

①市町等担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス）

②その他

様式第2号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の実施報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 ○○○ ○○

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第1条または第2条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1. 実施市町等名

2. 実施内容

①実施期間

②実施した作業内容

③実施場所

④従事した人員、車両・資機材の数量等

3. その他必要な事項

① 協会担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

② その他

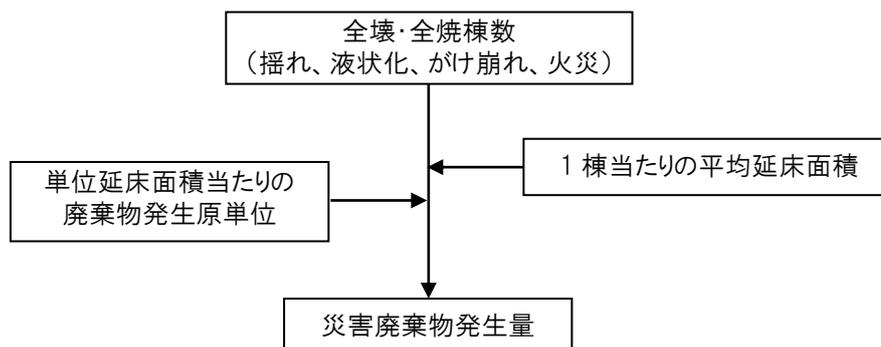
4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の推計方法

(1) 地震に伴う災害廃棄物発生量・要処理量

<発生量>

- 災害廃棄物発生量は、滋賀県地震被害想定結果を用い、下図の流れで推計を実施。
- 災害廃棄物発生量は、全壊（揺れ・液状化・がけ崩れ）・焼失（火災）建物により生じる廃棄物を対象とし、全壊・焼失棟数の総延床面積に単位延床面積当たりの災害廃棄物発生量を掛け合わせることで、可燃物および不燃物量を算出。

図表1 災害廃棄物発生量の推計の流れ 【出典】滋賀県地震被害想定（一部加筆修正）



図表1 災害廃棄物発生量の推計式【出典】震災廃棄物対策指針（一部加筆修正）

推計式 $Q1 = s \times q1 \times N1$

Q1：災害廃棄物発生量 (t)

s^* ：1棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）(㎡/棟)

q1：単位延床面積当たりの災害廃棄物発生量（原単位）(t/㎡)

N1：解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊棟数）(棟)

※「滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務（平成29年3月）」の各市町算出結果では、平成25年度 滋賀県地震被害想定調査業務 報告書(H26.3)に記載されている滋賀県 構造別建物棟数と延床面積(m2)の市町別データを適用

図表2 阪神・淡路大震災における単位延床面積当たり災害廃棄物発生量【出典】滋賀県地震被害想定

木造		非木造	
可燃(t/㎡)	不燃(t/㎡)	可燃(t/㎡)	不燃(t/㎡)
0.194	0.502	0.120	0.987

- 地震被害想定にもとづき算出した可燃物および不燃物量に、下表に示す割合を掛け合わせるにより、発災時の組成別災害廃棄物量を算出。下表は、阪神・淡路大震災の事例等（廃棄物学会誌等）から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・焼失時の割合。

【組成別災害廃棄物量】

木造可燃物＝木くず 100%
木造不燃物＝コンクリートがら 43.9%、金属くず 3.1%、その他(残材)53.0%
非木造可燃物＝木くず 100%
非木造不燃物＝コンクリートがら 95.9%、金属くず 3.9%、その他(残材)0.1%

図表3 災害廃棄物発生量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地震		木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
内陸活断層による地震	琵琶湖西岸断層帯地震	927 千 t 23%	1,892 千 t 47%	104 千 t 3%	1,102 千 t 27%	4,025 千 t 100%
	花折断層帯地震	432 千 t 23%	876 千 t 47%	48 千 t 3%	514 千 t 27%	1,870 千 t 100%
	木津川断層帯地震	131 千 t 26%	178 千 t 36%	12 千 t 2%	173 千 t 35%	494 千 t 100%
	鈴鹿西縁断層帯地震	272 千 t 26%	373 千 t 36%	24 千 t 2%	360 千 t 35%	1,030 千 t 100%
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	261 千 t 26%	377 千 t 38%	24 千 t 2%	342 千 t 34%	1,003 千 t 100%
南海トラフ巨大地震		298 千 t 24%	531 千 t 43%	31 千 t 2%	370 千 t 30%	1,231 千 t 100%

<要処理量>

- 算出した災害廃棄物発生量に、東日本大震災における岩手県での処理実績をもとに設定した下表の選別率を掛け合わせることで、災害廃棄物要処理量を算出。

図表4 災害廃棄物の選別率

		選別後						
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
選別前	木くず	15%	0%	55%	0%	30%	0%	100%
	コンクリートがら	0%	80%	0%	0%	20%	0%	100%
	金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
	その他(残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%
	津波堆積物	0%	0%	0%	0%	20%	80%	100%

図表5 災害廃棄物要処理量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地震		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
内陸活断層による地震	琵琶湖西岸断層帯地震	139 千 t 3%	1,513 千 t 38%	510 千 t 13%	99 千 t 2%	1,598 千 t 40%	165 千 t 4%	4,025 千 t 100%
	花折断層帯地震	65 千 t 3%	701 千 t 37%	237 千 t 13%	46 千 t 2%	744 千 t 40%	77 千 t 4%	1,870 千 t 100%
	木津川断層帯地震	20 千 t 4%	143 千 t 29%	72 千 t 15%	11 千 t 2%	223 千 t 45%	26 千 t 5%	494 千 t 100%
	鈴鹿西縁断層帯地震	41 千 t 4%	298 千 t 29%	150 千 t 15%	23 千 t 2%	464 千 t 45%	54 千 t 5%	1,030 千 t 100%
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	39 千 t 4%	302 千 t 30%	144 千 t 14%	23 千 t 2%	445 千 t 44%	51 千 t 5%	1,003 千 t 100%
南海トラフ巨大地震		45 千 t 4%	425 千 t 35%	164 千 t 13%	29 千 t 2%	512 千 t 42%	56 千 t 5%	1,231 千 t 100%

(2) 水害廃棄物の発生量

- 滋賀県防災情報マップとして公表される浸水想定区域図をもとに、建物被害（床上浸水および床下浸水）世帯数を整理し、下表に示す発生原単位を掛け合わせるにより算出。

図表6 試算条件

発生原単位	3.79t/世帯(床上浸水)、0.08t/世帯(床下浸水)
被害区分と浸水深	床下浸水:浸水深 0~0.5m、床上浸水:浸水深 0.5m 以上
災害廃棄物量	災害廃棄物量(t)= 3.79 × 床上浸水家屋数(世帯) + 0.08 × 床下浸水家屋数(世帯)

※水害廃棄物対策指針に基づく。なお、同指針では家屋数あたりの発生原単位が示されているが、本計画では浸水家屋数を世帯数から把握した。

図表7 水害における災害廃棄物発生量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

琵琶湖/河川	床上浸水(世帯数)	床下浸水(世帯数)	災害廃棄物発生量(t)
琵琶湖	17,982	24,650	70,124
草津川	162	567	657
野洲川下流	16,076	29,605	63,297
野洲川上流	962	1,958	3,804
杣川	376	108	1,432
日野川	10,199	9,382	39,406
愛知川	12,048	9,850	46,448
姉川および高時川	12,281	11,196	47,441
安曇川	4,951	1,331	18,872
天野川	1,442	2,604	5,675
宇曾川	843	1,575	3,321
芹川	7,658	12,448	30,021
犬上川	3,128	5,163	12,268
大戸川	424	143	1,619
余呉川	215	1,026	898

(3) 災害廃棄物処理可能量の推計方法

①焼却施設の災害廃棄物処理可能量の推計方法

- 試算条件を、下表に示す。焼却施設の処理可能量は、施設を最大稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理量（実績）を差し引くことにより算出。

図表8 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件

処理可能量	処理可能量(t)=年間処理能力(t/年)-年間処理量(実績)(t/年度) ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出する(過去の大規模災害では概ね3年間で災害廃棄物を処理している)。ただし、事前調整等を考慮し稼働期間は2.7年とし、十の位を切り捨てて算出する。
年間処理能力	年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	アンケート結果に基づく(平成28年度実施)
年間処理量(実績)	平成27年度の実績値
備考	・平成28年度から供用開始した施設(野洲クリーンセンター・近江八幡市環境エネルギーセンター)は、処理能力を新施設、年間処理量実績を平成27年度実績とした。 ・RDF施設は、災害時に避難所ごみ等の生活ごみの処理は行いが、家屋解体に伴うガレキ(木くず、コンクリートから、不燃物、可燃物等)の処理は過去の実績からも処理に適していないことから、処理可能量の検討対象外とした。

図表9 産業廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件

処理可能量	処理可能量(t)＝処理能力(t/日)×災害廃棄物処理可能日数(日/年) ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出する(過去の大規模災害では概ね3年間で災害廃棄物を処理している)。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.5年とし、十の位を切り捨てて算出する。
処理能力(t/日)	各施設の木くずの処理能力を基本とするが、木くずの許可を有していない場合は廃プラスチック類の処理能力で検討する。
災害廃棄物処理可能日数(日/年)	年間最大稼働日数(日/年)－年間稼働日数(実績)(日/年) ※年間稼働日数は、処理実績より概算
年間最大稼働日数	250日(稼働率68.5%) ※平日稼働した場合を想定して設定
年間処理量(実績)	平成27年度の実績値
対象施設	平成27年度に処理実績を有する施設

図表10 一般廃棄物焼却施設の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	市町等	施設名	処理能力(t/日)	年間最大稼働日数(日/年)	年間処理能力(t/年)	年間処理量実績(t/年度)	処理可能量(t/年)	処理可能量(t/3年)
大津	大津市	大津市環境美化センター	180	350	63,000	41,242	21,758	58,700
		大津市北部クリーンセンター	170	270	45,900	39,619	6,281	16,900
南部	草津市	草津市立クリーンセンター	150	261	39,150	32,998	6,152	16,600
	守山市	守山市環境センター	90	347	31,230	14,365	16,865	45,500
	栗東市	栗東市環境センター	76	339	25,764	15,206	10,558	28,500
	野洲市	野洲クリーンセンター	43	326	14,018	11,640	2,378	6,400
甲賀	甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター 第2施設	150	255	38,250	38,285	0	0
東近江	近江八幡市	近江八幡市環境エネルギーセンター	76	354	26,904	22,352	4,552	12,200
	中部清掃組合	中部清掃組合日野清掃センター	180	336	60,480	35,935	24,545	66,200
湖東	彦根市	彦根市清掃センター	90	365	32,850	32,264	586	1,500
湖北	湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	251	42,168	34,011	8,157	22,000
高島	高島市	高島市環境センター	75	280	21,000	13,810	7,190	19,400
県合計			1,448	—	440,714	331,727	109,022	293,900

※上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。

※平成27年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

図表 11 産業廃棄物焼却施設の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	事業者	処理能力(t/日)		年間処理量実績(t/年度)	処理可能量(t/年)	処理可能量(t/3年)
			廃棄物の種類			
大津	A	1.0	木くず	167	84	200
南部	B	5.1	木くず	731	515	1200
	C	0.9	木くず	162	58	100
甲賀	D	4.3	廃プラスチック類	38,568	*	*
	E	4.8	木くず	1,440	*	*
	F	4.7	木くず	1,604	*	*
東近江	G	7.2	廃プラスチック類	19,675	*	*
	H	4.8	木くず	1,163	37	*
湖東	I	2.9	木くず	350	*	*
	J	0.1	廃プラスチック類	26	*	*
県合計		36	—	63,886	694	1,500

*:前記の試算条件の場合、余力無し

※上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。

※平成 27 年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

②最終処分場の災害廃棄物処理可能量の推計方法

- 一般廃棄物および産業廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件を下表に示す。
- 最終処分場の処理可能量は、残余容量から平時の埋立処分量 10 年分を差し引くことにより 10 年後残余容量を算出し、重量に換算することで算出。

図表 12 一般廃棄物および産業廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件

処理可能量	<p>処理可能量(t) = (残余容量(m³) - 年間埋立処分量(実績)(m³/年度) × 10 年) × 1.5(t/m³) ※年間埋立処分量(実績)が重量のみの場合、下記により算出した。</p> <p>処理可能量(t) = (残余容量(m³) × 1.5(t/m³) - 年間埋立処分量(実績)(t/年度) × 10 年) ※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10 年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とした。</p>
年間埋立処分量(実績)	平成 27 年度の各最終処分場における埋立処分量の実績値
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東市岡最終処分場については、自治会活動における環境保全事業に伴う河川等の浚渫土のみを埋め立て処分しているため、災害廃棄物の処理可能量の推計対象外とした。 ・産業廃棄物最終処分場については、平成 27 年度に処理実績を有する施設を対象とした。 ・彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場については、平成 27 年度で埋立てを終了したため、災害廃棄物の処理可能量の推計対象外とした。

図表 13 一般廃棄物最終処分場の処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告

地域	市町等	施設名	残余容量 (m ³)	年間埋立容量 (m ³ /年度)	10年後残余容量 (m ³)	処理可能量 (t)
大津	大津市	大津市大田廃棄物最終処分場	8,810	3,802	0	0
		大津市北部廃棄物最終処分場 増設2期	36,111	5,097	0	0
南部	守山市	守山市一般廃棄物最終処分場	21,520	696	14,500	21,800
	栗東市	栗東市岡最終処分場	1,788	52	1,200	—
	野洲市	蓮池の里第二処分場	22,776	518	17,500	26,300
甲賀	甲賀市	信楽不燃物処理場	3,393	276	600	900
東近江	近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物最終 処分場	95,377	908	86,200	129,400
	東近江市	東近江市一般廃棄物最終処分 場(下日吉)	27,165	17	26,900	40,400
	愛知郡広域行政 組合	愛知郡広域行政組合ガレキ処分 場	15,339	194	13,300	20,000
	中部清掃組合	安土一般廃棄物最終処分場	30,447	2,533	5,100	7,600
湖東	彦根愛知大上広 域行政組合	中山投棄場	43,695	4,954	0	—
湖北	湖北広域行政事 務センター	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	95,614	1,173	83,800	125,800
		湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	15,011	176	13,200	19,800
高島	高島市	今津不燃物処理場	8,379	1,036	0	0
		朽木不燃物処理場	1,690	22	1,400	2,200
		新旭饗庭不燃物処理場	185	16	0	0
県合計			427,300	21,470	263,700	394,200

※上記試算条件に基づく試算であり、実際の状況とは異なることがあることに留意。
 ※平成 27 年度実績に基づくもの。今後、施設の状況変化があり得るものであることに留意。

図表 14 産業廃棄物最終処分場の処理可能量

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	事業者	残余容量 (m ³)	年間埋立量 (t/年度)	処理可能量 (t)	施設の種類の
大津	A	10,395	8,639	0	安定型
	B	456,000	19,882	485,100	安定型
甲賀	C	794,354	70,132	0	管理型
	D	17,299	514	20,800	安定型
東近江	E	3,408	24	4,800	安定型
	F	1,053	1,019	0	安定型
県合計		1,282,509	100,209	510,700	—

※事業者Cは、覆土を含む埋立量(101.992m³)により処理可能量を算出した。

※不燃物は管理型最終処分場への搬入を想定し、産廃最終処分場の処理は見込めないと想定。

図表 15 可燃物発生量と処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	可燃物発生量(千トン)						処理可能量(千トン/3年)	
	琵琶湖西岸断層帯地震	花折断層帯地震	木津川断層帯地震	鈴鹿西縁断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	南海トラフ巨大地震	焼却施設(一般廃棄物)	焼却施設(一般廃棄物及び産業廃棄物)
大津	287.4	186.0	0.4	0.0	0.0	39.7	75.6	75.8
南部	199.5	50.4	0.2	0.0	0.0	33.3	97.0	98.3
甲賀	0.8	0.8	70.8	1.7	0.0	15.6	0.0	0.0
東近江	5.8	0.0	0.5	13.6	0.0	35.9	78.4	78.4
湖東	0.1	0.0	0.0	119.0	7.0	29.3	1.5	1.5
湖北	0.0	0.0	0.0	15.4	136.4	10.1	22.0	22.0
高島	16.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	19.4	19.4
滋賀県	509.8	237.4	71.9	149.7	143.5	164.1	293.9	295.4

図表 16 不燃物発生量と処理可能量 【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

地域	不燃物発生量(千トン)						処理可能量(千トン)
	琵琶湖西岸断層帯地震	花折断層帯地震	木津川断層帯地震	鈴鹿西縁断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	南海トラフ巨大地震	最終処分場(一般廃棄物)
大津	899.6	582.8	1.3	0.0	0.0	124.2	0.0
南部	627.8	158.3	0.5	0.0	0.0	105.2	48.1
甲賀	2.6	2.5	219.2	5.4	0.0	48.5	0.9
東近江	18.2	0.0	1.6	42.2	0.0	111.5	197.4
湖東	0.3	0.0	0.0	368.8	21.7	90.8	0.0
湖北	0.0	0.0	0.0	47.5	423.1	31.3	145.6
高島	49.9	0.5	0.0	0.0	0.4	0.6	2.2
滋賀県	1,598.4	744.1	222.6	463.8	445.2	512.1	394.2

③し尿処理施設の処理可能量の推計方法

し尿処理施設の処理可能量(余力)は、処理能力から計画処理人口に由来する処理見込量を差し引くことにより算出します。

図表 17 し尿処理施設の処理可能量(余力)の算出条件

処理可能量	処理可能量(L/日) = 処理能力(L/日) - 計画処理見込量(L/日)
計画処理見込量	計画処理見込量(L/日) = 平常時の処理実績量(L/日) × 平常時に対する災害時の計画収集人口割合
平常時の処理実績量	年間処理量実績(L/年) / 年間最大稼働日数(日/年) ※年間処理量実績は、し尿処理施設で処理するし尿、浄化槽汚泥等の合計
平常時に対する災害時の計画収集人口割合	平常時に対する災害時の計画収集人口割合 = { 平常時の計画収集人口(人) - (計画収集人口の全避難者(人) + 計画収集人口の死亡者数(人)) } / 平常時の計画収集人口(人) ※計画収集人口の全避難者および死亡者数は、市町毎の避難者数および死亡者数に、計画収集人口、自家処理人口、公共下水道人口、浄化槽人口の割合を按分して算出する。 ※避難者数等は発災後の日数により変動する。(出典：滋賀県地震被害想定)

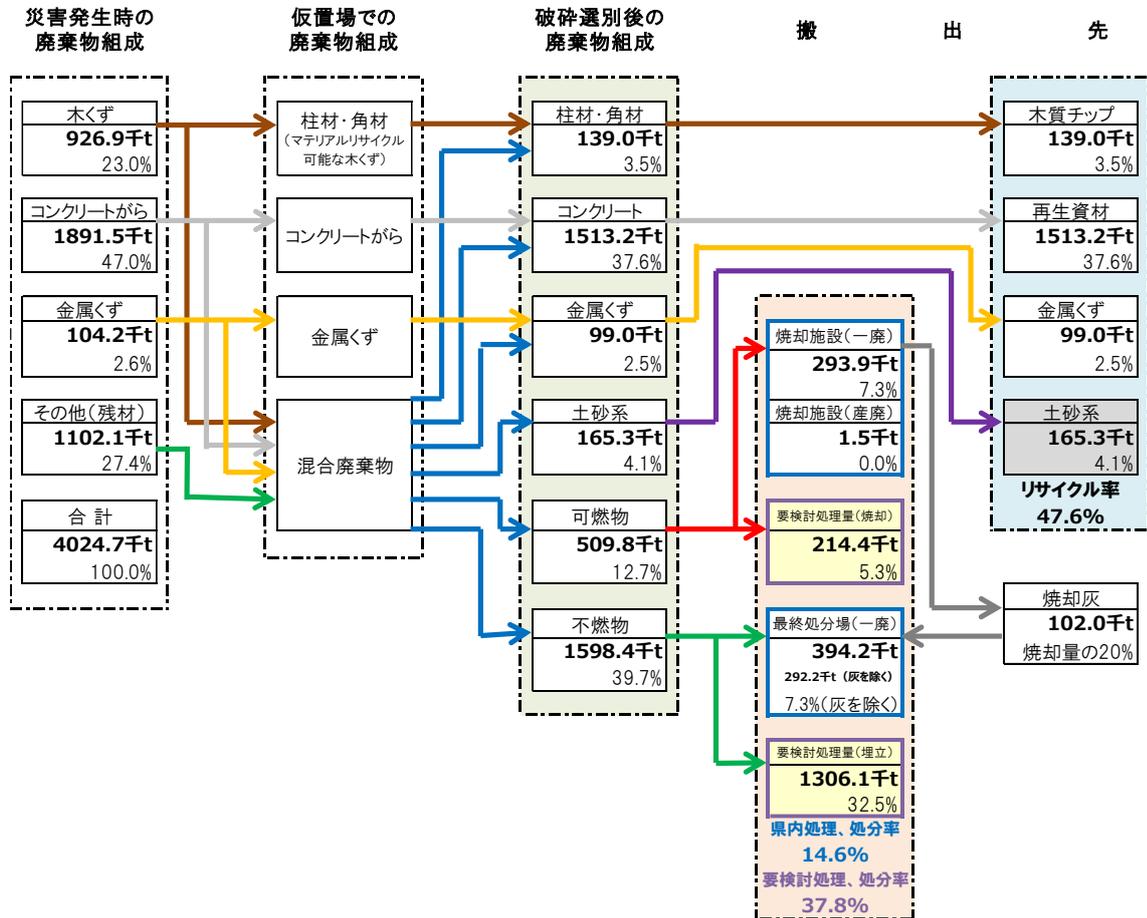
なお、全ての施設が被災せず災害直後から稼働可能なケースと被災により一部施設が稼働できないケースに分けて試算しています。

(4) 災害廃棄物処理フロー

- 以下に対象地震ごとの災害廃棄物処理フローを示す。

図表 18 琵琶湖西岸断層帯地震の処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

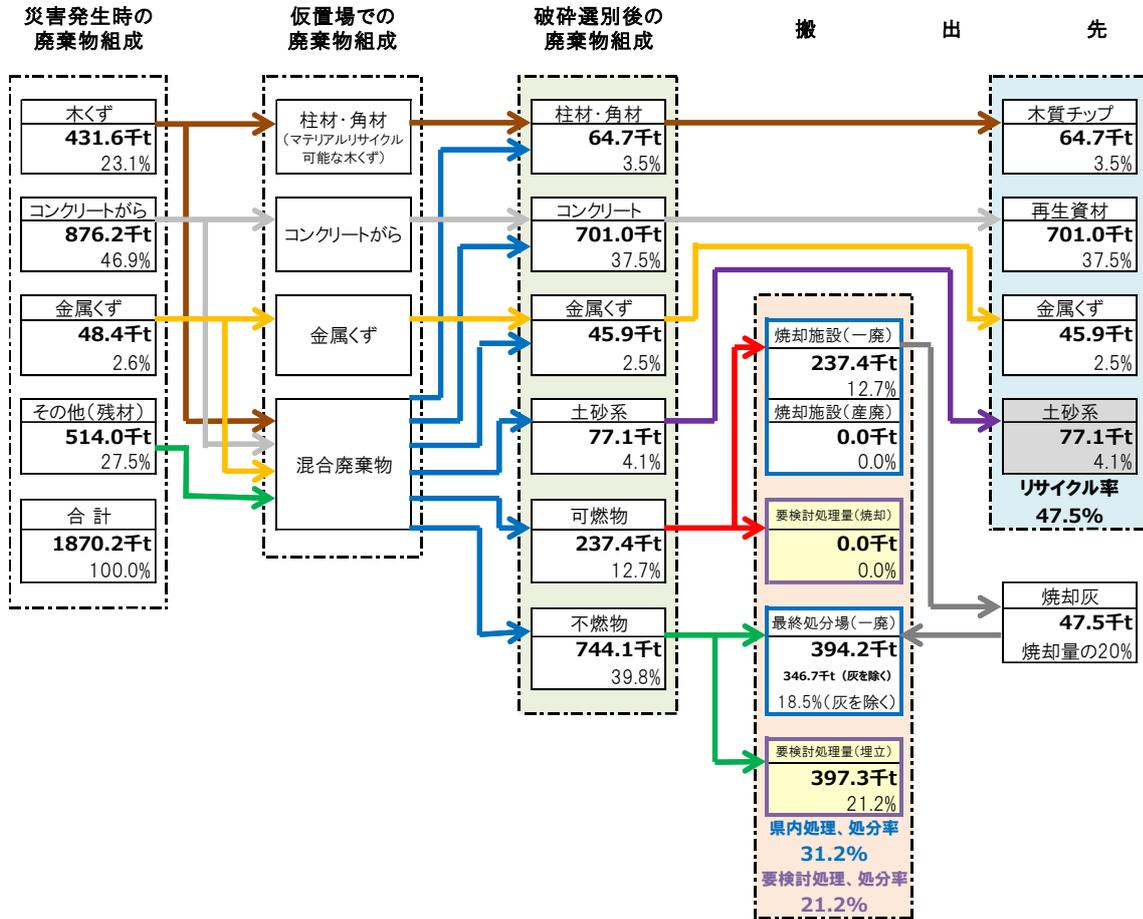


図表 19 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材・角材	139.0	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	1513.2	全量を再生資材として活用
金属くず	99.0	全量を金属くずとして売却
土砂系	165.3	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	509.8	214.4 千 t の処理について要検討
不燃物	1598.4	1306.1 千 t の処理について要検討

図表 20 花折断層帯地震の災害廃棄物処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

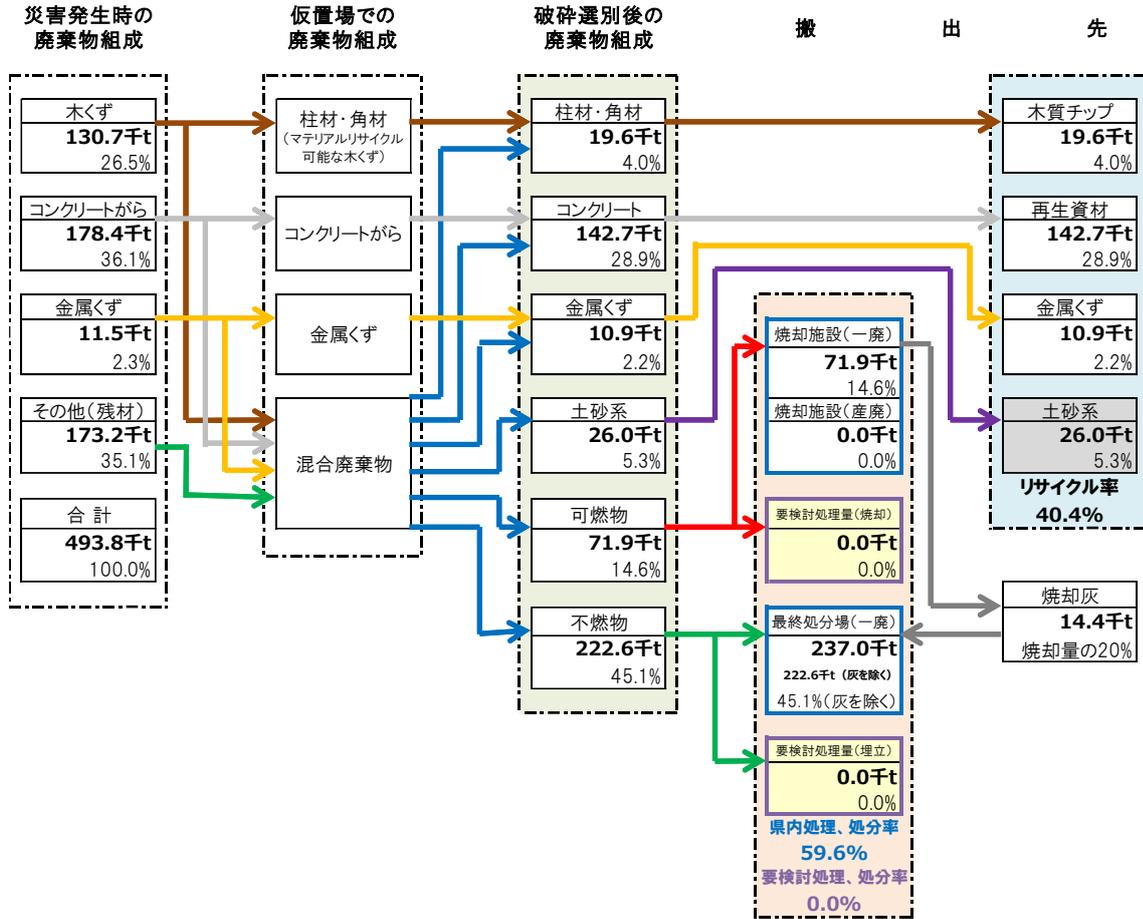


図表 21 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千t)	搬出先
柱材・角材	64.7	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	701.0	全量を再生資材として活用
金属くず	45.9	全量を金属くずとして売却
土砂系	77.1	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	237.4	全量を既往施設で焼却
不燃物	744.1	397.3千tの処理について要検討

図表 22 木津川断層帯地震の災害廃棄物処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

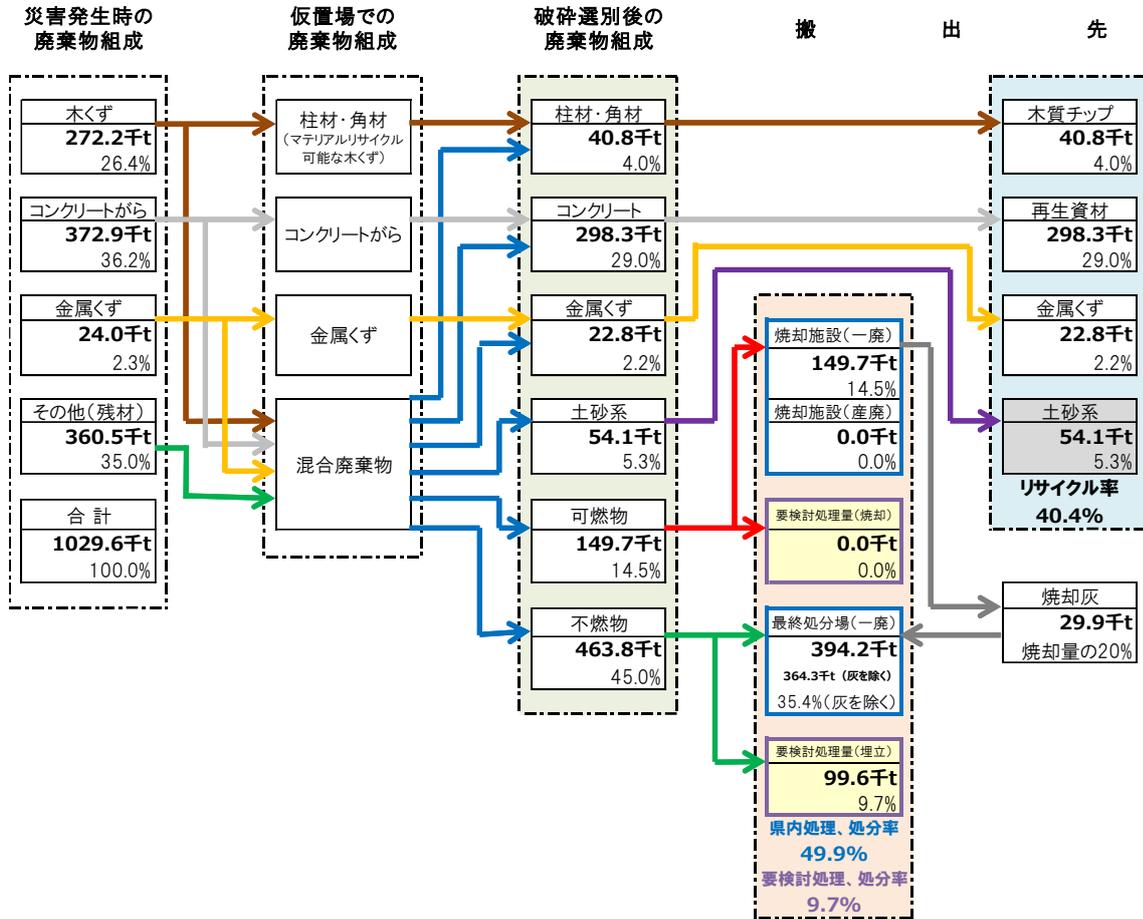


図表 23 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材・角材	19.6	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	142.7	全量を再生資材として活用
金属くず	10.9	全量を金属くずとして売却
土砂系	26.0	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	71.9	全量を既往施設で焼却
不燃物	222.6	全量を既往施設で埋立

図表 24 鈴鹿西縁断層帯地震の災害廃棄物処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

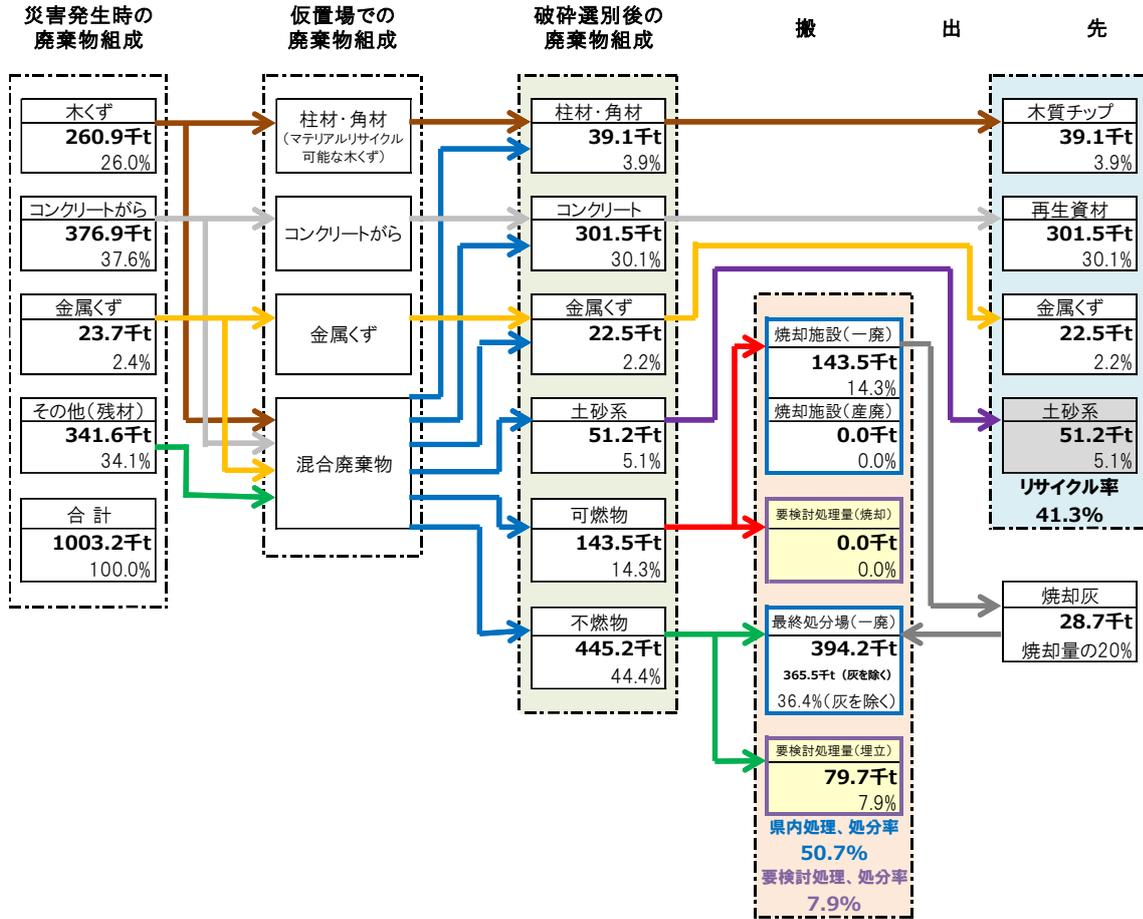


図表 25 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千t)	搬出先
柱材・角材	40.8	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	298.3	全量を再生資材として活用
金属くず	22.8	全量を金属くずとして売却
土砂系	54.1	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	149.7	全量を既往施設で焼却
不燃物	463.8	99.6千tの処理について要検討

図表 26 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震の災害廃棄物処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書

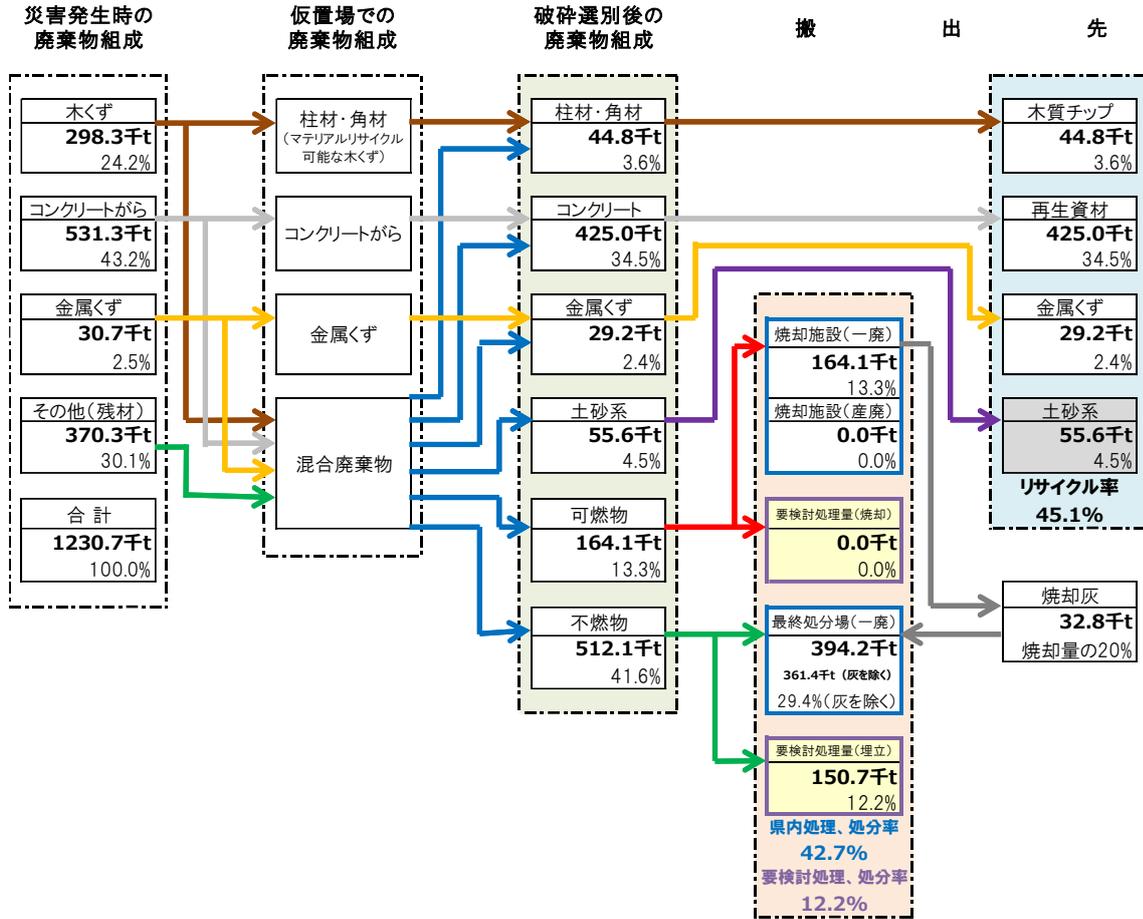


図表 27 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材・角材	39.1	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	301.5	全量を再生資材として活用
金属くず	22.5	全量を金属くずとして売却
土砂系	51.2	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	143.5	全量を既往施設で焼却
不燃物	445.2	79.7 千 t の処理について要検討

図表 28 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理フロー

【出典】滋賀県災害廃棄物処理計画基礎調査業務報告書



図表 29 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
柱材・角材	44.8	全量を木質チップとし燃料もしくは原料として売却
コンクリート	425.0	全量を再生資材として活用
金属くず	29.2	全量を金属くずとして売却
土砂系	55.6	可能であれば再生資材として活用(活用不可の場合、埋立処分)
可燃物	164.1	全量を既往施設で焼却
不燃物	512.1	150.7 千 t の処理について要検討

(5) 避難所ごみおよびし尿の推計方法

① 避難所ごみ

- 避難所ごみは、避難者数に発生原単位を掛け合わせるにより算出。
- 避難者数は、滋賀県地震被害想定にもとづく避難所生活者数で、地震の種類ごとに最大の値（一週間後の避難所生活者数）を使用。

図表 30 算出条件

避難所ごみ発生量	避難所ごみ発生量＝ 避難者数(人)×発生原単位(g/人・日)
1人1日当たり ごみ排出量	滋賀県:843 g/人・日 (一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)の平成27年度実績)

※「災害廃棄物対策指針」【技 1-11-1-2】にもとづく。

② し尿収集量等

- し尿必要設置数は、仮設トイレの平均的容量、1人1日当たりし尿排出量、収集計画から算出される仮設トイレ設置目安により避難所避難者数を割ることで算出。
- 避難者数は、滋賀県地震被害想定にもとづく避難所生活者数で、地震の種類ごとに最大の値（一週間後の避難所生活者数）を使用。
- 1人1日当たりのし尿排出量は、滋賀県地域防災計画に示される値（2.5L/人・日）を使用。

図表 31 算出条件 【出典】災害廃棄物対策指針【技 1-11-1-2】

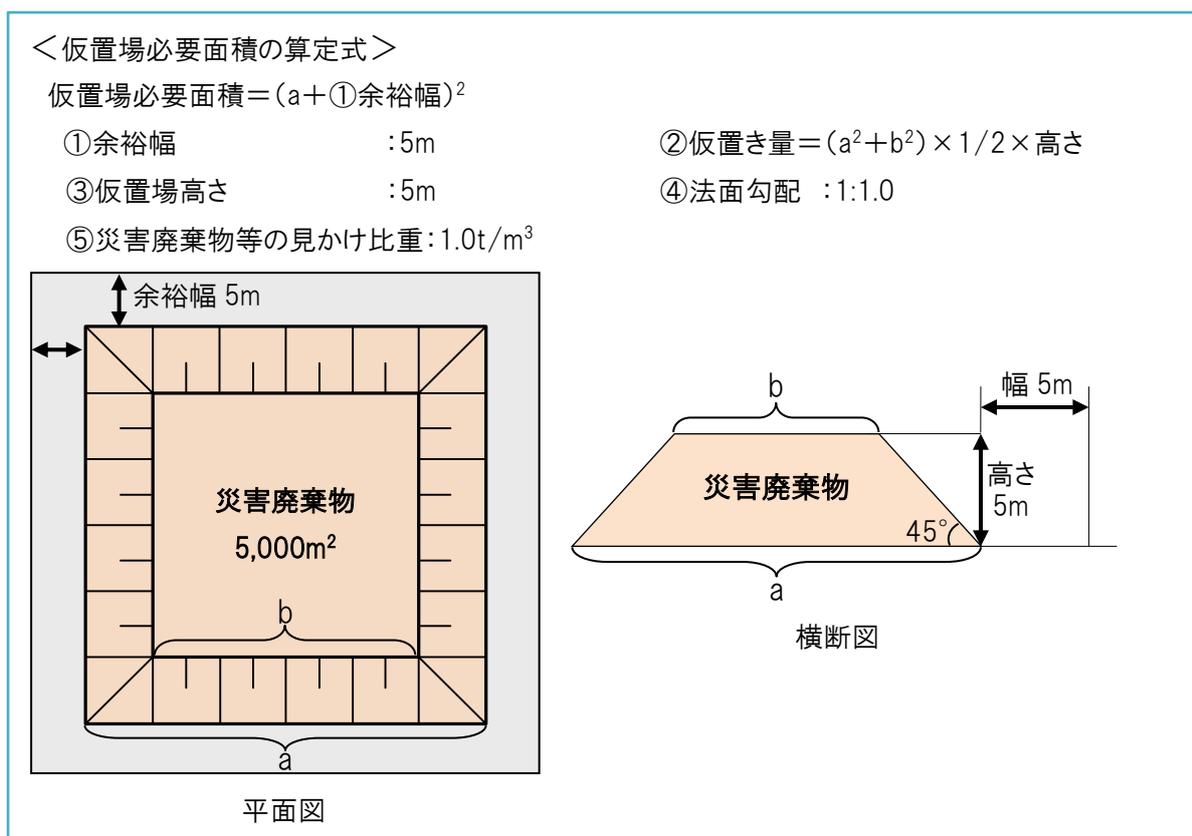
仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数＝ 仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレ設置目安＝ 仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
1人1日当たりし尿排出量	2.5L/人・日 ※滋賀県地域防災計画にもとづく
収集計画	3日に1回の収集

5. 仮置場必要面積の推計方法

(1) 一次仮置場の必要面積推計方法

- 算出にあたっては、1箇所当たりの底面積が5,000m²となるよう災害廃棄物を仮置きすることを基本とし、容量が少ない場合は4,000~200m²で仮置きするものとした。
- 災害廃棄物を全て仮置きする場合に必要な面積として推計。災害時には、別途、粗破碎・粗選別を行う作業スペースが必要となるが、一方で、家屋解体の進捗等に応じて順次仮置場に搬入することが想定されるため、推計値は目安とする。

図表 32 一次仮置場面積算定の模式図



※試算方法をわかりやすく示すため1箇所に集積する図としているが、実際には品目ごとに分けて集積することとなる

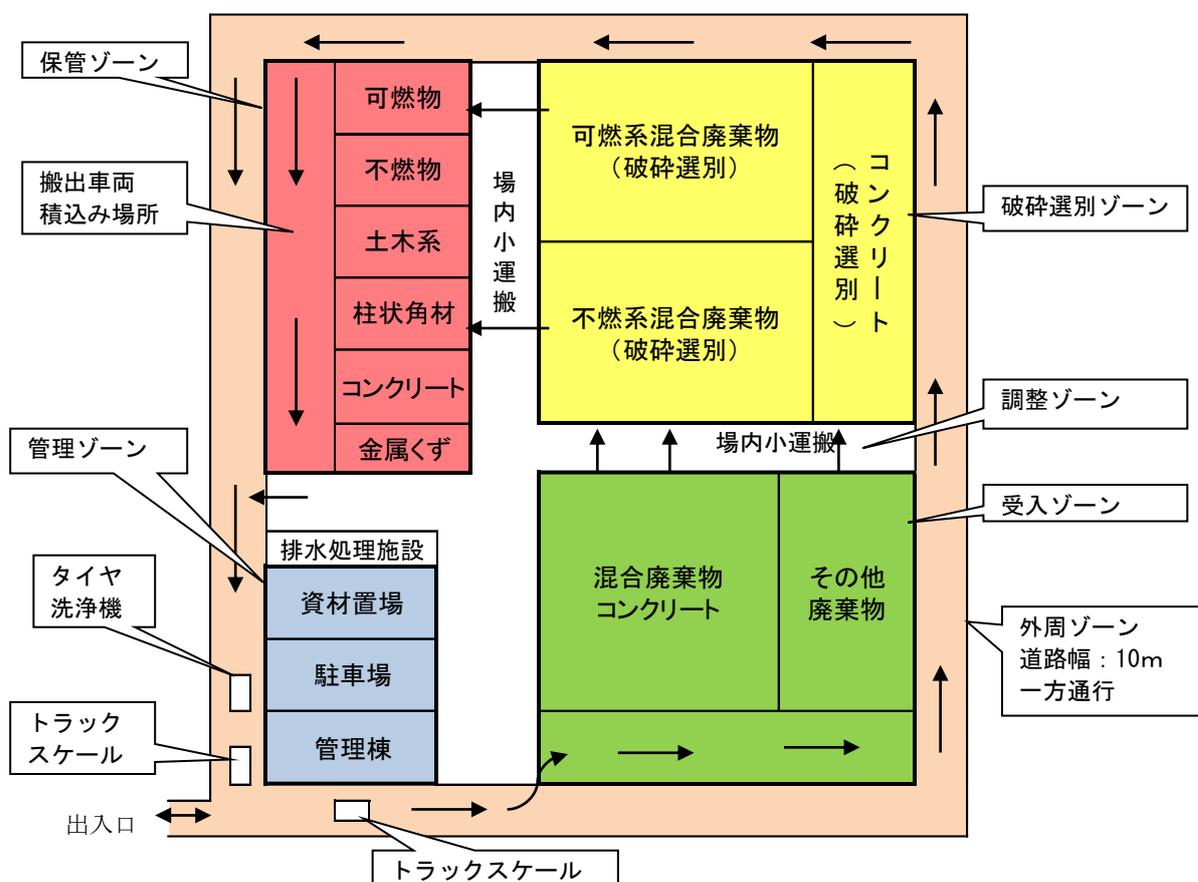
図表 33 仮置場面積と容量

底面積(m ²)	仮置き量(m ³)	必要面積(m ²)
5,000	21,714	6,514
4,000	17,088	5,365
3,000	12,511	4,195
2,000	8,014	2,994
1,000	3,669	1,732
500	1,632	1,047
200	543	583

(2) 二次仮置場の必要面積推計方法

- 二次仮置場は、東日本大震災において設置・運営されたものを機能別にみると、6つのゾーンで構成される。それぞれの利用形態と概略面積は下表に示すとおり。概略面積は、東日本大震災で市町からの事務委託により岩手県が設置・運営した4地区（久慈地区、宮古地区、山田地区、大槌地区）の事例をもとに、平均値を算出したもの。これらをもとに下表の試算条件により推計。
- 二次仮置場は「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」で検討されているところであり、今後新たな知見が示された場合には見直す。また、発災時には災害の規模、仮置場の敷地面積、処理方針等に応じて、仮置場の配置計画を検討する必要がある。

図表 34 二次仮置場の構成ゾーンの模式図



図表 35 二次仮置場の構成ゾーンと概略面積

区分	利用形態	面積(ha)
破砕選別ゾーン	コンクリート破砕ヤードを含む災害廃棄物の破砕選別等の中間処理ヤード（平均処理能力 620t/日）	1.0
管理ゾーン	施工業者の管理棟、駐車場、倉庫等	0.4
受入ゾーン	処理前の災害廃棄物の受入ヤード、状況に応じ保管ゾーンに変更	0.9
保管ゾーン	処理後の災害廃棄物の保管ヤード、状況に応じ受入ゾーンに変更	0.6
外周ゾーン	二次仮置場外周道路(道路幅 10m を想定)	全体の約
調整ゾーン	二次仮置場内の工事用道路や利用不可のデッドスペース等	30%

図表 36 二次仮置場面積の試算条件

破砕選別ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、620t/日当たり 1.0ha をもとに算出。
受入及び保管ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、占有面積を算出。(混合廃棄物:1.0t/m ³ 、コンクリート:1.48t/m ³)
処理期間	東日本大震災の事例にもとづき、処理期間 3 年のうち 870 日稼働。
備考	管理ゾーン、外周ゾーン及び調整ゾーンは、前頁の表の面積にしたがう。

6. 収集運搬能力について

(1) 建築物等の解体に伴うがれきなどの災害廃棄物

【トラック台数換算】

滋賀県地震被害想定で想定される地震ごとに、災害廃棄物発生量を 10 t ダンプトラックの台数に換算（以下に示す式をもとに算出）。

$$\text{災害廃棄物発生量の運搬に必要な1日あたりの運搬車両(10tダンプトラック)台数} \\ = \text{災害廃棄物発生量} / 310_{※1} / \text{運搬車両(10tダンプトラック)1日1台あたりの運搬量}_{※2}$$

※1：1年間（310日）で仮置場へ運搬すると仮定

※2：運搬車両（10t ダンプトラック）1日1台あたりの運搬量=100/土砂 100m³当り運搬日数

図表 37 災害廃棄物量の 10tダンプトラック換算台数

災害廃棄物量(千t)	10tダンプトラック 1日1台あたりの 運搬量(m ³)	内陸活断層による地震					南海トラフ 巨大地震
		琵琶湖西岸 断層帯地震	花折断層帯 地震	木津川断層帯 地震	鈴鹿西縁 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	
		4,025	1,870	494	1,030	1,003	1,231
運搬車両必要台数 (台/日)	想定運搬距離]						
	5km	55.6	234	109	29	60	58
	10km	32.3	402	187	49	103	100
	15km	21.3	610	284	75	156	187

※想定運搬距離：熊本地震における事例(約4km～約13km)を踏まえたもの

【収集運搬能力】

収集運搬能力の 10 t ダンプトラックの台数換算は、以下に示す式をもとに算出。

アンケートの回収率（51.8%）を考慮し、県全体の運搬能力を推計した。

$$\text{収集運搬能力(1日あたりの10tダンプトラック台数)} = \Sigma (\text{運搬車両積載量(t)} \times \text{台数}) / 10t$$

図表 38 運搬能力の 10tダンプトラック換算台数

	平常時	内陸活断層による地震					南海トラフ 巨大地震
		琵琶湖西岸 断層帯地震	花折断層帯 地震	木津川断層帯 地震	鈴鹿西縁 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	
アンケート結果 (回収率51.8%)	328	257	270	304	261	305	263
県全体試算結果	634	496	522	587	504	588	508

以上に基づき算出した収集運搬能力から、震度 6 強以上の地震に伴う車両保管場所の被災や車両保管場所へのアクセスが被災して運行不能な時の収集運搬能力の低下を考慮して災害時に稼働可能な収集運搬能力を算出します。

(2) 生活ごみ等

避難所ごみと通常ごみの発生量の合計と収集運搬能力を比較し、能力の過不足を判断します。

【収集運搬が必要な廃棄物発生量】

収集運搬が必要な廃棄物発生量 = 避難所ごみ + 災害時の平常ごみ

図表 39 生活ごみの収集運搬必要量等の算出条件

避難所ごみ	「避難所ごみの発生量の算出方法」により算出。(t/日)
通常ごみ	通常ごみ(t/日) = 平常時ごみ(t/日) ×災害時の生活系ごみ排出人口割合
平常時ごみ	平常時ごみ(t/日) = 収集量(t/年) / 365日(366日) ※収集量は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
災害時の生活系ごみ排出人口割合	災害時の生活系ごみ排出人口割合 = (平時の生活系ごみ排出人口(人) - 全避難者(人) - 死者(人)) / 平時の生活系ごみ排出人口(人)

【収集運搬能力の算出】

収集運搬能力の算出式を以下に示す。

収集運搬能力(t) = Σ (運搬車両積載量 × 台数)

※車両は、委託や許可事業者が複数の市町・一部事務組合で重複。台数は一定の重複率を想定し、重複台数を除去した想定実台数を推計。

以上に基づく収集運搬能力から、震度6強以上の地震に伴う車両保管場所の被災等による収集運搬能力の低下を考慮して災害時に稼働可能な収集運搬能力を算出します。

(3) し尿

避難所し尿と通常し尿の発生量の合計と収集運搬能力を比較し、能力の過不足を判断します。

【収集運搬が必要な廃棄物発生量】

収集運搬が必要な廃棄物発生量 = 避難所のし尿発生量 + 災害時の計画収集エリアのし尿発生量

図表 40 し尿の収集運搬必要量等の算出条件

避難所し尿	「避難所し尿の発生量の算出方法」により算出。(L/日)
通常し尿	通常し尿(L/日) = 平常時し尿(L/日) × 災害時計画収集人口割合
平常時し尿	平常時し尿(L/日) = 収集量(L/年) / 365日(366日) ※収集量は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
災害時計画収集人口割合	災害時計画収集人口割合 = (平時の計画収集人口(人) - 全避難者(人) - 死者(人)) / 平時の計画収集人口(人)

【収集運搬能力の算出】

生活ごみ等と同様。

7. 処理困難物等の種類別処理方法

(1) 主な処理困難物

- 滋賀県内で発生すると考えられる有害廃棄物および適正処理困難物の種類のうち、一般的なものについて収集・処理方法の例を下表に示す。このうち産業廃棄物に該当するものは、災害時においても事業者の責任において処理することを原則とするが、一般廃棄物に該当するものは市町で対応し、専門業者に回収、処理を依頼するとともに、排出に関する優先順位や適切な処理方法について住民に広報する。
- なお、その他の処理困難物等は、次頁以降に示す個別の処理方法、留意事項等を参照。

図表 41 有害・危険製品の収集・処理方法（例）【出典】「災害廃棄物対策指針」をもとに作成

	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	塗料、ペンキ	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル(金属回収)
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
	太陽光パネル	廃棄物処理業者に委託し、ガラス類と非鉄金属に分けてリサイクル。感電や破損等による怪我に注意して扱う。	破碎、選別、リサイクル	
廃棄物 感染力	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	

(2) 薬品類（毒物・劇物、有機溶剤等）

①概要

- 薬品類として、毒物・劇物、有機溶剤、殺虫剤・殺菌剤等の農薬などが挙げられる。多種多様な化学物質であり、少量でも健康被害を生じる場合があるため、適切な防護具を着用して取り扱う。対応について消防署や保健所、メーカー等に技術的助言を求めることも有効。内容物が不明の場合は、分析等により確認を行った後、廃棄物処理業者に処理を委託する。

【仮置き状況】

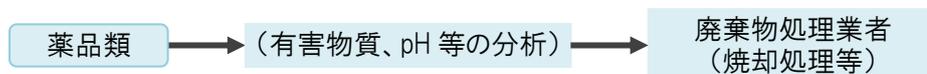


【運搬の状況】



②処理方法

- ラベル等により内容物を確認する。不明な場合は内容物を特定するための分析を行い、廃棄物処理業者に処理を委託する。処理にあたっては、消防署や保健所等、農薬はJAや販売店、メーカー等に連絡し、対応や処理方法を確認する。



③留意事項

- ✓ 有機溶剤は揮発性のものが多く引火しやすいため火気を避ける。
- ✓ 容器の破損（亀裂、ひび割れ、腐食、損傷等）の有無を確認し、流出の懸念がある場合は流出防止策を講じる。ただし、種類の異なるものは混合しないよう注意する。
- ✓ 毒物・劇物の種類によっては、有害ガスが発生するものがあるため、マスク等の保護具を着用する。
- ✓ 毒物・劇物の場合は、毒物及び劇物取締法に基づいて対応する。保管時は管理者を定め保管庫に入れて施錠する等の対応を行う。また、運搬時には表示等が必要となる場合がある。

(3) 家電

①概要

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平時と同じルートでリサイクルを行い、難しい場合は廃棄物処理業者で処理を行う。危険物・有害物に該当する電池、蛍光灯等は、他の廃棄物と区分して保管し、適切に処理する。また、思い出の品に該当するパソコン、携帯電話等は別途保管する。

【分別保管された被災家電】

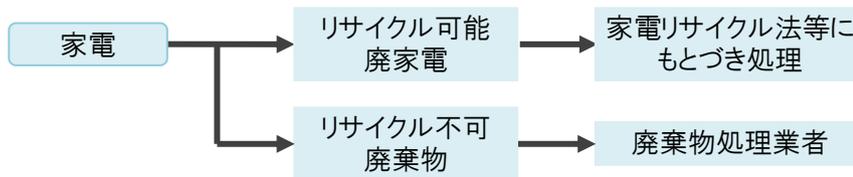
【リサイクル不可と見られる家電】

※出典：「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- 家電リサイクル法対象品目のうち可能なものは、指定取引場所に搬入し平常時と同じ家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。家電リサイクル法対象外の家電製品についても、可能な限り平常時と同じルートでリサイクルを行う。
- 他の災害廃棄物と分別できない場合などリサイクル不可能なものは、廃棄物処理業者で処理を行う。



③留意事項

- ✓冷媒フロンが使用されている冷蔵庫・冷凍庫、PCB使用の可能性があるエアコン及びテレビについては、専門業者に依頼する。
- ✓危険物・有害物に該当する電池、蛍光灯、カセットコンロ等は、他の廃棄物と区分して保管し、適切に処理する。
- ✓思い出の品に該当するパソコン、携帯電話、カメラ、ビデオ、HDD等は別途保管する。
- ✓冷蔵庫・冷凍庫には、腐敗性の食品等が入っている場合があるため、可能な限り中身を出す。

(4) 自動車

①概要

- 自治体では、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者又は引取業者に引き渡すまでの保管を行う。基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法にもとづいて処理を行う。

【被災自動車保管状況】

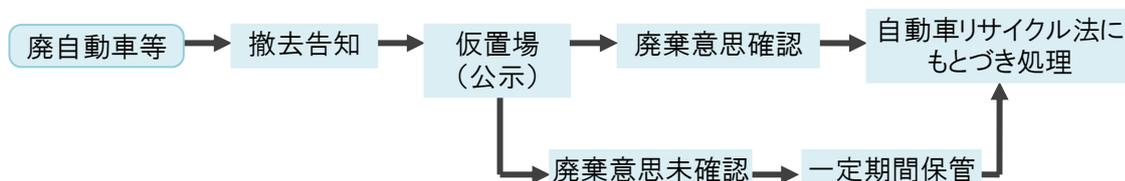
【道路啓開時の被災自動車】

※出典：「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- 自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。自治体では、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動を行い、ナンバープレートや車検証・車台番号等にもとづいて所有者確認を行う。廃棄について意思確認を行い、所有者または引取業者に引き渡すまで、仮置場で保管を行う。



③留意事項

- ✓被災現場から仮置場までの撤去・移動では、下記の点に留意する。
 - ・冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
 - ・電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
 - ・廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
 - ・電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らず、絶縁防具や保護具を着用して作業する。
- ※出典：「災害廃棄物対策指針」
- ✓廃棄物処理法では、普通自動車の場合、囲いから 3m以内は、高さ 3m以下（2 段積み）、その内側では高さ 4.5m以下（3 段積み）とされているが、所有者への返還を考慮し、可能な限り平積みとする。

(5) アスベスト

①概要

- アスベストには、飛散性アスベスト（吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材等）と、非飛散性アスベスト（成形板等の、その他石綿含有建材）がある。アスベストは、吸入することにより健康に影響を及ぼすことから、飛散・暴露防止の措置を図ることが重要。他の災害廃棄物にアスベストが混入しないよう、除去・分別を行い、所定の袋等に入れて最終処分場で処分する。特に、容易に大気中に飛散するおそれのある飛散性アスベストは、二重梱包を基本として適切に取り扱う。

【吹付け石綿（鉄骨耐火、被覆材）】

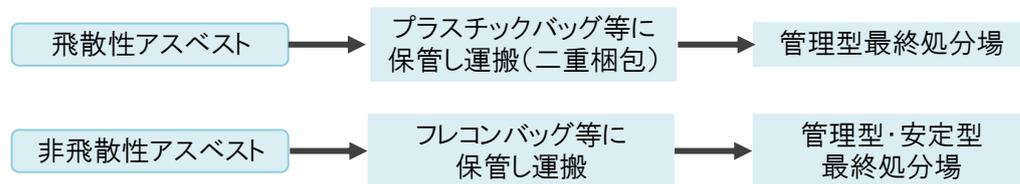
【屋根用折板石綿断熱材】

出典：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」



②処理方法

- 飛散性アスベストは散水等の飛散防止措置を行い、二重梱包を基本としてプラスチックバッグや堅牢な容器等に詰め、管理型最終処分場で埋立処分を行う。非飛散性アスベストは、フレコンバッグ等に詰めた後、安定型又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。



③留意事項

- ✓アスベストは、吸入することにより健康に悪影響を及ぼすことから、飛散防止措置を図るとともに、呼吸用保護具を着用するなど作業等者の暴露防止策を講じる。
- ✓アスベストの飛散を避けるため、取扱い時は破碎しないようにする。
- ✓アスベストの使用の可能性のある建物は、解体前にアスベスト事前調査を行い、解体・撤去にあたっては、他の災害廃棄物にアスベストが混入しないよう、適切に除去・分別されるようにする。

(6) 腐敗性廃棄物

①概要

- 腐敗性廃棄物には、魚介類（加工品含む）、死亡獣畜、農産物、畳等がある。時間の経過とともに腐敗が進行し公衆衛生の確保が難しくなることから、緊急性等を考慮して、石灰散布や焼却処理等を行う。農産物としては米穀等が挙げられるが、浸水被害等により処理が困難となった場合は被災状況に応じて焼却や最終処分を行う。

【選別物(焼却処理対象)袋詰め作業】

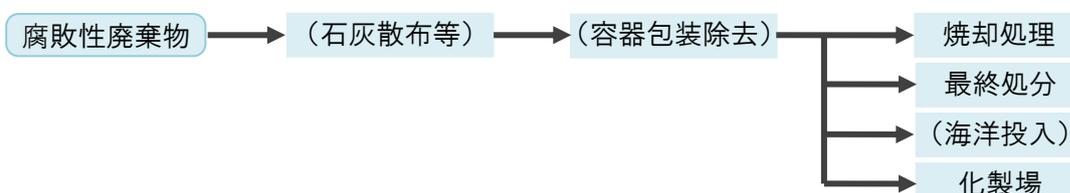
【埋設物掘出作業(消臭剤噴霧)】

※出典：「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- 発災現場で腐敗の進行状況を確認し、発生量が多く回収までに腐敗が進むような場合は、緊急的な対応として、石灰（消石灰）や脱臭剤の散布等を行い、公衆衛生を確保した後、焼却処理等を行う。死亡獣畜については、「化製場等に関する法律」に基づいて化製場等で適正に処理する。農産物は被災状況に応じて焼却処理や最終処分を行う。



③留意事項

- ✓東日本大震災では、海洋投入、埋立、焼却等により腐敗性廃棄物の処理が行われた。
 - ・水産系廃棄物を産業廃棄物最終処分場へ埋立処分した事例では、大量の汚水が発生し浸出水処理施設の処理能力を大幅に超えたため、排水処理能力の増強を図った。
 - ・水産系廃棄物の悪臭に困り、環境省告示第48号「緊急的な海洋投入処分を可能にする告示」の公布前に緊急避難的に埋設保管を行った事例もあるが、後日、埋設物を掘り出し、改めて焼却処理等を行った。
 - ・津波により米穀が保管倉庫等から大量に流出し、土砂等と混在した事例では、県内焼却施設及び最終処分場の余力不足のため、県外最終処分場で埋立処分を行った。
- ✓水に浸かった量を集積した場合、内部のい草が発酵し火災が発生する恐れがあるため、仮置場において積み上げる際は高さ 2m 以下とする。また、悪臭の原因となるため、速やかに処理することが望ましい。

(7) PCB 含有機器

①概要

- PCB含有機器には、トランス、コンデンサ、安定器等がある。PCB特措法にもとづき、適切に取り扱う必要がある。所有者に引き渡すことを基本とするが、不明な場合は他の災害廃棄物と区分して一時保管した後、専門業者に処理を委託する。PCB含有の有無が不明の場合は、試験により確認した後、濃度に応じて適切に処理する。

【トランス類】

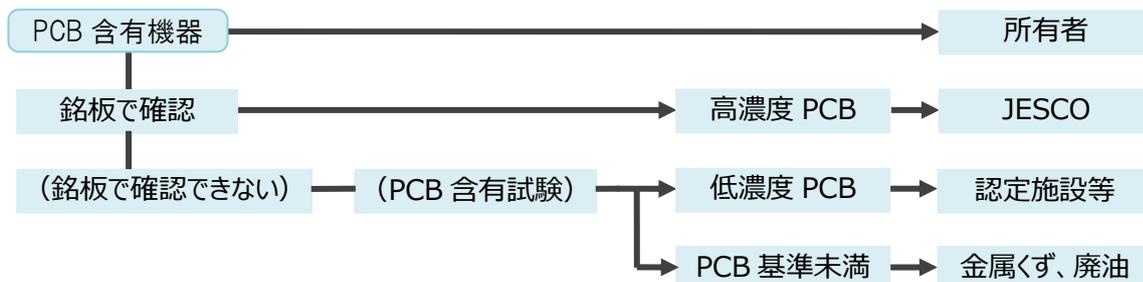
【コンデンサ】

※出典：「東日本大震災により発生した被災 3 県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- PCB含有機器は所有者に引き渡すことを基本とする。所有者を特定することができない場合、銘板を確認後、PCB特措法に基づく届出を行っている事業者を確認したうえで所有者に連絡させることができる。また銘板等がなく PCB含有の有無が不明な場合は、濃度確認のための試験を行い濃度に応じて適切に処理する。
- 高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設や都道府県知事等許可施設で処理する。



③留意事項

- ✓ 「PCB 特措法」にもとづき、適切に取り扱う。一時保管する際は屋内とするが、難しい場合は密閉性のある容器内で保管又はビニールシートで全体を覆う（底面を含む）等、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透等しないよう対策を行う。
- ✓ 破損や漏洩が見られる場合は、ドラム缶等の密閉性のある容器等に収納し、漏洩防止措置を講じる。PCB 廃棄物が付着したものは、汚染物として分析後、濃度に応じて適切に処理する。

(8) 漁具・漁網

①概要

- 漁具・漁網は、他の災害廃棄物等と絡まったり、通常の破砕機での処理が困難であったり、錘やロープに鉛が使用されていたりするなど、処理上の問題が多い廃棄物である。他の災害廃棄物と分けて取り扱うとともに、鉛付きの漁具・漁網は除去作業を行う。鉛の有無など破砕選別後の状態に応じてリサイクル、焼却処理、最終処分を行う。

【絡み合った漁網】

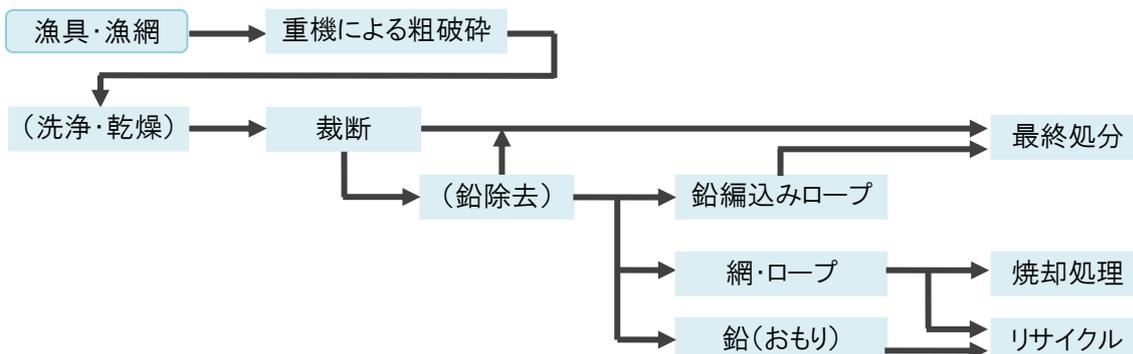
【ロープに編込まれた鉛】

※出典：「東日本大震災により発生した被災 3 県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- 鉛のない漁具・漁網は、粗破砕して細かくせん断し、リサイクル、焼却処理、埋立処分を行う。鉛付き漁具・漁網は、手選別で鉛と網部分を選別し、鉛は金属回収し、その後は重機等で裁断、選別後、焼却処理或いは管理型最終処分場にて埋立処分を行う。鉛が練り込まれている漁具・漁網は、管理型最終処分場で埋立処分する。



③留意事項

- ✓発生量に応じて、絡まないよう他の災害廃棄物と分けて仮置場に搬入したり、専用の破砕機を使用するなど、できる限り効率的に処理を行うことができるようにする。
- ✓仮置場で処理する際は、鉛による汚染に留意する。
- ✓鉛はロープに編み込まれている場合があるため、鉛とロープへの分別に時間を要する。
- ✓鉛混入の有無が分からない場合は、鉛の溶出試験を実施する。可能であれば、鉛の編み込みの判断等において、地元の漁師等に協力を得る。

(9) 船舶

①概要

- 廃船舶の所有者の特定、所有者の意思確認を行い、所有者が不明な場合や廃棄する場合は、平時の処理ルートにもとづいて処理を行う。特に FRP 船は資源化等が困難であることから、平時のリサイクルシステムにより処理することが望ましい。受入先の確保が難しい場合は、仮置場で破砕選別等の処理を行う。

【被災船舶の仮置場】

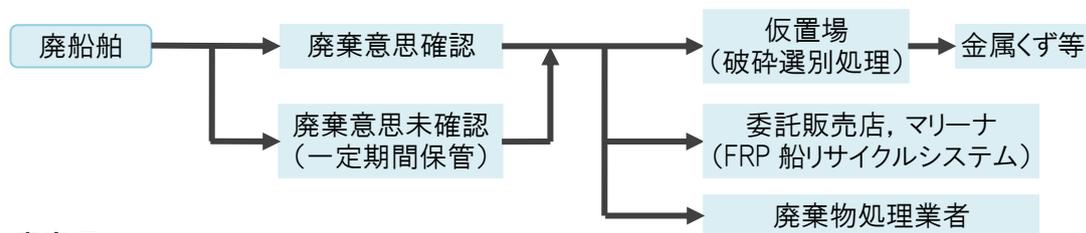
【重機による被災船舶の処理】

※出典：「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」



②処理方法

- 被災船舶は、登録番号等により所有者を特定し、引取りについて意思確認を行う。所有者不明の場合や所有者が引取りを行わない場合は、平時の処理ルートに基づき、船舶の素材に応じて委託販売店や廃棄物処理業者で引取り・処理を行う。受入先の確保が難しい場合は仮置場で破砕後、可能な限り分別して処理を行う。



③留意事項

- ✓被災船舶の処理は所有者が行うのが原則であるが、「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として被災自治体が処理を行う場合は国庫補助対象となる。
- ✓老朽船の場合、船内にアスベストや PCB 等有害物質が使用されている可能性があるため、必要に応じて解体時に有害物質のスクリーニングや周辺環境を汚染しないための措置や、作業者の健康被害を防ぐための措置を行い、適切に除去や処理を行う。
- ✓解体、選別前に、燃料、潤滑油、船底にたまった汚水等は抜いておくことが望ましい。

✓FRP 船の場合、資源化等が困難であることから、平時の処理ルート（（一社）日本マリン事業協会による FRP 船リサイクルシステム）により処理することが望ましい。引取りに関しては各地域のマリーナ、委託販売店とされている。

【東日本大震災の事例】

岩手県における処理困難物の処理例

品 目	処理方法	備 考
硫安	コンクリート固化等	
塩化カリウム	コンクリート固化等	
尿素・メラニン	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
汚染窒素水	焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
銅スラグ	再利用	
スレート	最終処分(安定型)	岩手環境保全
FRP・船	破砕→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
発砲スチロール	減容化→焼却	焼却は仮設炉及びいわて第2クリーンへ搬入
家電、自販機	廃家電類として処理	家電リサイクルで回収されなかったもの
バッテリー	売却	
FRP	破砕→焼却	いわて第2クリーンセンターへ搬入
消火器	広域認定処理	ヤマトプロテック(消火器メーカー)
吹付材(非アスベスト)	最終処分(安定型)	樋下建設
布団・衣類	切断→焼却	仮設焼却炉、いわて第2クリーンセンターで処分
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
スレート(ボードを含む)	最終処分(安定型)	岩手環境保全
缶詰	焼却	いわてクリーンセンター
電池	破砕→リサイクル	
ライター	破砕→廃プラ	焼却は仮設炉
廃油	焼却	いわて第2クリーンセンター等
トランス類(PCB不検出)	金属くずとして処理	富士メタル等
PCB廃棄物(低濃度)	無害化处理	
PCB廃棄物(高濃度)	無害化处理	
PCB汚染物	無害化处理	
アスロック	最終処分(安定型)	岩手環境保全
外壁材	最終処分(安定型)	樋下建設
木毛板	焼却	仮設焼却炉
石膏ボード	埋立処分(管理型)	いわてクリーンセンター
グラスウール	最終処分(安定型)	岩手環境保全
塩ビ類	最終処分(安定型)等	岩手環境保全等
墓石等宗教関係供養物	地元の寺社で引取り	
蛍光灯	破砕→リサイクル	
車	自動車リサイクル法に基づき処理	
ボンベ(プロパンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ボンベ(フロンガス)類	高圧ガス保安法に基づき処理	
ボンベ(その他のガスボンベ)類	高圧ガス保安法に基づき処理	

出典：東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録

8. 放射性物質汚染廃棄物について

(1) 趣旨

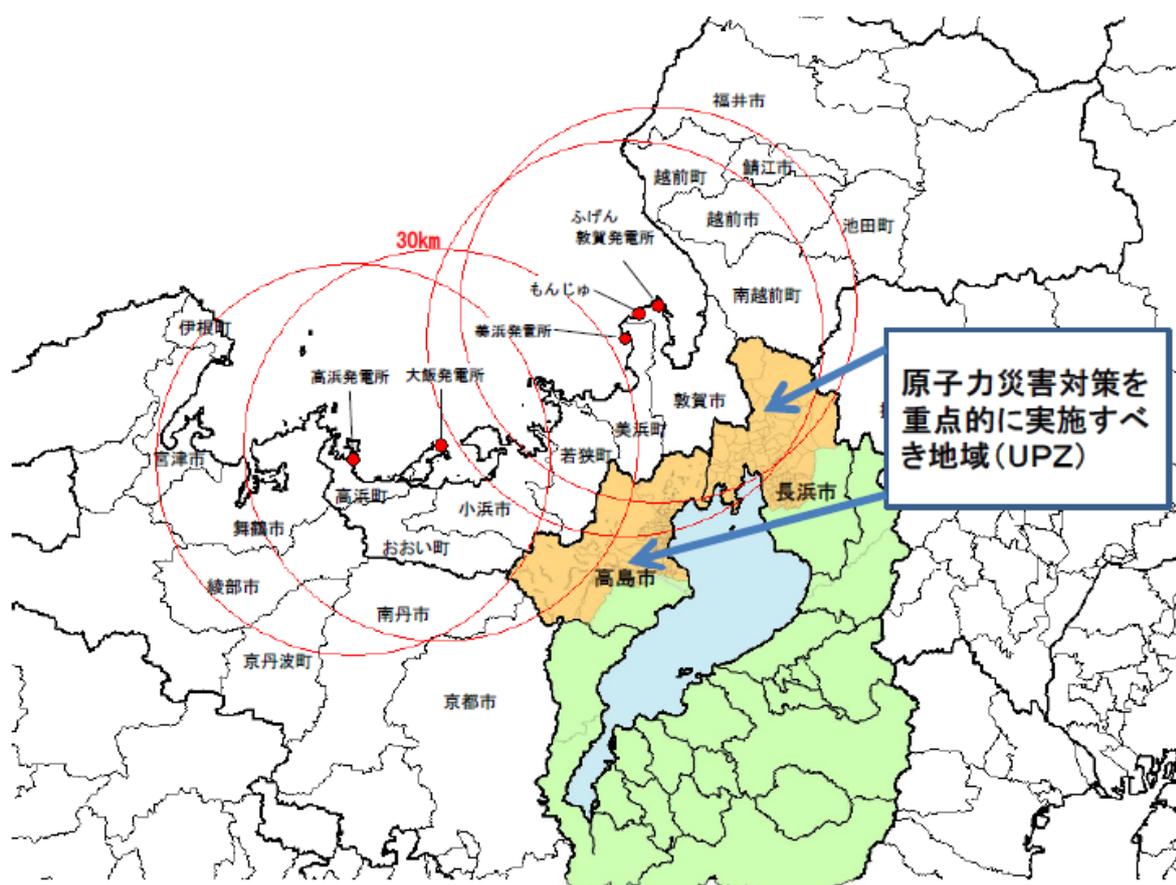
- 計画本編第1章第4節（対象とする災害と災害廃棄物）に記載のとおり、放射能汚染対策に関する事項は本計画の対象としない。
- ただし、本県と隣接する福井県若狭地域の原子力施設立地や、当該廃棄物が発生した場合の影響等を考慮し、参考として、国による東日本大震災における原発事故で生じた放射性物質汚染廃棄物の処理に係る対応等の概要を記載するものである。

(2) 周辺地域における原子力施設の立地

- 滋賀県が隣接する福井県若狭地域には、原子力施設が集中立地しています。
- 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされています。
- 本県は、平成23年度に独自に行った放射性物質の拡散予測結果から、長浜市と高島市の一部を含む、原子力施設から最大43km圏を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）」として定めています。

図表42 滋賀県と原子力施設の位置関係 【出典】滋賀県国土強靱化地域計画

【滋賀県と原子力施設の位置関係】



(3) 国による東日本大震災における原発事故で生じた放射性物質汚染廃棄物の処理に係る対応

- 国は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、「放射能汚染物質汚染物質対処特措法」という。）を定めています。
- 当該地震に伴う原子力発電所の事故に伴う対応は、放射能汚染物質汚染物質対処特措法において下記のとおり定められ、この法的枠組みの中で、汚染が生じた地域で、国と地方公共団体が同法で定められた役割分担のもとで、連携して対応にあたっています。

図表 43 放射能汚染物質対処特措法（概要） 【出典】環境省HP

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要	
目的 放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する	
責務 ○国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施 ○地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす ○関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力	
制度	
基本方針の策定 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める	
基準の設定 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定	
監視・測定の実施 国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施	
放射性物質により汚染された廃棄物の処理 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定 ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定 ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定 ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施 ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用 ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止 	放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定 ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施 ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定 ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定 ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施 ⑥ 国による代行規定を設ける ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止 ※政令で定める市町村長を含む
※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施	
特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進 国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施	

- 仮に、本県周辺で同様の原子力災害が発生し、同様の特別措置法が制定された場合、同法に基づき、廃棄物の処理に県や市町は国が行う施策に協力※することが想定されます。

※国からの情報等の広報（国の通知・通達等）、情報収集（環境省近畿地方環境事務所からの情報収集、施設管理者（県所管施設）の廃棄物に係る放射能濃度調査結果等の情報収集）、施設管理者への基準適合特定廃棄物（放射能濃度 8,000Bq/kg 以下）の廃棄物処理方法の指導・助言 等

市町等別データ

A. 市町別災害廃棄物発生量

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	523	1,019	57	631	2,230
南部	草津市	248	604	31	275	1,157
	守山市	55	96	6	69	225
	栗東市	45	93	5	53	196
	野洲市	15	24	1	19	60
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	2	2	0	2	6
東近江	東近江市	0	1	0	0	1
	近江八幡市	10	16	1	13	41
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	0	0	0	0	1
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	29	37	2	40	108
滋賀県		927	1,892	104	1,102	4,025

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	23%	46%	3%	28%	100%
南部	草津市	21%	52%	3%	24%	100%
	守山市	24%	43%	2%	31%	100%
	栗東市	23%	47%	3%	27%	100%
	野洲市	25%	40%	2%	32%	100%
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	25%	39%	2%	33%	100%
東近江	東近江市	26%	37%	2%	35%	100%
	近江八幡市	25%	40%	2%	32%	100%
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
滋賀県		23%	47%	3%	27%	100%

A. 市町別災害廃棄物発生量

花折断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	338	677	38	405	1,457
南部	草津市	45	103	5	52	205
	守山市	12	25	1	15	53
	栗東市	30	63	3	35	131
	野洲市	4	7	0	5	16
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	1	2	0	2	6
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	0	0	0	0	1
滋賀県		432	876	48	514	1,870

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

花折断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	23%	46%	3%	28%	100%
南部	草津市	22%	50%	3%	25%	100%
	守山市	23%	46%	3%	28%	100%
	栗東市	23%	48%	3%	27%	100%
	野洲市	25%	40%	2%	32%	100%
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	25%	39%	2%	33%	100%
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
滋賀県		23%	47%	3%	27%	100%

A. 市町別災害廃棄物発生量

木津川断層帯地震 (単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	1	1	0	1	3
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	0	1	0	0	1
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	125	170	11	166	472
	湖南市	3	5	0	4	13
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	1	1	0	1	2
	竜王町	0	1	0	0	1
湖東	彦根市	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	-	-	-	-	-
滋賀県		131	178	12	173	494

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

木津川断層帯地震 (単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	24%	45%	3%	29%	100%
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	23%	46%	3%	28%	100%
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	27%	36%	2%	35%	100%
	湖南市	25%	40%	2%	32%	100%
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	27%	33%	2%	37%	100%
	竜王町	25%	39%	2%	33%	100%
湖東	彦根市	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	-	-	-	-	-
滋賀県		26%	36%	2%	35%	100%

A. 市町別災害廃棄物発生量

鈴鹿西縁断層帯地震 (単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	3	4	0	4	12
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	15	22	1	20	59
	近江八幡市	0	0	0	0	1
	日野町	9	11	1	13	34
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	135	200	12	176	523
	愛荘町	10	13	1	14	38
	豊郷町	5	7	0	7	19
	甲良町	25	30	2	35	92
	多賀町	41	49	3	55	148
湖北	長浜市	1	1	0	1	4
	米原市	27	34	2	36	99
高島	高島市	-	-	-	-	-
滋賀県		272	373	24	360	1,030

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

鈴鹿西縁断層帯地震 (単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	26%	36%	2%	35%	100%
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	26%	37%	2%	34%	100%
	近江八幡市	25%	39%	2%	33%	100%
	日野町	27%	33%	2%	37%	100%
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	27%	35%	2%	36%	100%
	豊郷町	26%	36%	2%	35%	100%
	甲良町	28%	33%	2%	38%	100%
	多賀町	27%	33%	2%	37%	100%
湖北	長浜市	26%	38%	2%	34%	100%
	米原市	27%	34%	2%	36%	100%
高島	高島市	-	-	-	-	-
滋賀県		26%	36%	2%	35%	100%

A. 市町別災害廃棄物発生量

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	12	18	1	16	47
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	0	0	0	1	2
	多賀町	0	0	0	0	1
湖北	長浜市	214	316	20	279	830
	米原市	34	42	3	45	124
高島	高島市	0	0	0	0	1
滋賀県		261	377	24	342	1,003

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	28%	32%	2%	38%	100%
	多賀町	27%	33%	2%	37%	100%
湖北	長浜市	26%	38%	2%	34%	100%
	米原市	27%	34%	2%	37%	100%
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
滋賀県		26%	38%	2%	34%	100%

A. 市町別災害廃棄物発生量

南海トラフ巨大地震 (単位:千t)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	72	139	8	87	307
南部	草津市	28	83	4	28	143
	守山市	8	16	1	9	33
	栗東市	5	12	1	6	24
	野洲市	20	35	2	25	82
甲賀	甲賀市	23	34	2	30	90
	湖南市	5	9	1	6	21
東近江	東近江市	7	11	1	9	29
	近江八幡市	46	69	4	59	178
	日野町	6	7	1	8	22
	竜王町	7	11	1	8	27
湖東	彦根市	49	70	4	64	187
	愛荘町	2	2	0	2	6
	豊郷町	1	2	0	1	4
	甲良町	1	1	0	1	3
	多賀町	1	1	0	1	3
湖北	長浜市	7	11	1	9	27
	米原市	12	15	1	15	43
高島	高島市	0	0	0	1	1
滋賀県		298	531	31	370	1,231

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

南海トラフ巨大地震 (単位:%)

地域	市町	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
大津	大津市	24%	45%	3%	28%	100%
南部	草津市	20%	58%	3%	20%	100%
	守山市	22%	49%	3%	26%	100%
	栗東市	22%	51%	3%	25%	100%
	野洲市	24%	42%	2%	31%	100%
甲賀	甲賀市	26%	38%	2%	34%	100%
	湖南市	24%	43%	2%	30%	100%
東近江	東近江市	25%	39%	2%	33%	100%
	近江八幡市	26%	39%	2%	33%	100%
	日野町	27%	34%	2%	37%	100%
	竜王町	24%	43%	2%	30%	100%
湖東	彦根市	26%	38%	2%	34%	100%
	愛荘町	26%	36%	2%	35%	100%
	豊郷町	26%	38%	2%	34%	100%
	甲良町	27%	33%	2%	37%	100%
	多賀町	27%	34%	2%	36%	100%
湖北	長浜市	25%	41%	2%	32%	100%
	米原市	27%	36%	2%	35%	100%
高島	高島市	27%	34%	2%	37%	100%
滋賀県		24%	43%	2%	30%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	78	815	287	54	900	95	2,230
南部	草津市	37	483	136	30	430	41	1,157
	守山市	8	77	30	5	94	10	225
	栗東市	7	74	25	5	78	8	196
	野洲市	2	19	8	1	26	3	60
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	0	2	1	0	3	0	6
東近江	東近江市	0	0	0	0	1	0	1
	近江八幡市	2	13	6	1	18	2	41
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	0	0	0	0	0	0	1
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	4	29	16	2	50	6	108
滋賀県		139	1,513	510	99	1,598	165	4,025

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

琵琶湖西岸断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
南部	草津市	3%	42%	12%	3%	37%	4%	100%
	守山市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	栗東市	3%	38%	13%	2%	40%	4%	100%
	野洲市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
東近江	東近江市	4%	29%	14%	2%	45%	5%	100%
	近江八幡市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
滋賀県		3%	38%	13%	2%	40%	4%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

花折断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	51	541	186	36	583	61	1,457
南部	草津市	7	82	25	5	78	8	205
	守山市	2	20	7	1	21	2	53
	栗東市	4	50	16	3	52	5	131
	野洲市	1	5	2	0	7	1	16
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	0	2	1	0	2	0	6
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	-	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県		65	701	237	46	744	77	1,870

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

花折断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
南部	草津市	3%	40%	12%	3%	38%	4%	100%
	守山市	3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
	栗東市	3%	38%	13%	2%	39%	4%	100%
	野洲市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	-	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
滋賀県		3%	37%	13%	2%	40%	4%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

木津川断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	0	1	0	0	1	0	3
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	0	0	0	0	1	0	1
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	19	136	69	10	213	25	472
	湖南市	1	4	2	0	6	1	13
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	0	1	0	0	1	0	2
	竜王町	0	0	0	0	1	0	1
湖東	彦根市	-	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県		20	143	72	11	223	26	494

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

木津川断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	36%	13%	2%	41%	4%	100%
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	4%	37%	13%	2%	40%	4%	100%
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
	湖南市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	竜王町	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
湖東	彦根市	-	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-	-
高島	高島市	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県		4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

鈴鹿西縁断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	0	3	2	0	5	1	12
	湖南市	-	-	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	2	18	8	1	26	3	59
	近江八幡市	0	0	0	0	0	0	1
	日野町	1	9	5	1	16	2	34
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	20	160	74	12	231	26	523
	愛荘町	2	11	6	1	18	2	38
	豊郷町	1	6	3	0	8	1	19
	甲良町	4	24	14	2	43	5	92
	多賀町	6	39	22	3	69	8	148
湖北	長浜市	0	1	1	0	2	0	4
	米原市	4	27	15	2	46	5	99
高島	高島市	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県		41	298	150	23	464	54	1,030

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

鈴鹿西縁断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
	湖南市	-	-	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	近江八幡市	4%	31%	14%	2%	43%	5%	100%
	日野町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	4%	28%	15%	2%	46%	5%	100%
	豊郷町	4%	29%	14%	2%	45%	5%	100%
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	多賀町	4%	27%	15%	2%	47%	6%	100%
湖北	長浜市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	米原市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
高島	高島市	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県		4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	2	14	7	1	21	2	47
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	0	0	0	0	1	0	2
	多賀町	0	0	0	0	0	0	1
湖北	長浜市	32	253	118	19	366	42	830
	米原市	5	34	18	3	57	7	124
高島	高島市	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県		39	302	144	23	445	51	1,003

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	-	-	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
	多賀町	4%	27%	15%	2%	47%	6%	100%
湖北	長浜市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	米原市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
滋賀県		4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%

B. 市町別災害廃棄物要処理量

南海トラフ巨大地震

(単位:千t)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	11	111	40	7	124	13	307
南部	草津市	4	66	15	4	49	4	143
	守山市	1	13	4	1	13	1	33
	栗東市	1	10	3	1	9	1	24
	野洲市	3	28	11	2	34	4	82
	甲賀市	3	27	13	2	40	5	90
東近江	湖南市	1	7	3	1	9	1	21
	東近江市	1	9	4	1	12	1	29
	近江八幡市	7	55	25	4	78	9	178
	日野町	1	6	3	0	10	1	22
湖東	竜王町	1	9	4	1	11	1	27
	彦根市	7	56	27	4	83	10	187
	愛荘町	0	2	1	0	3	0	6
	豊郷町	0	1	1	0	2	0	4
	甲良町	0	1	1	0	2	0	3
湖北	多賀町	0	1	0	0	2	0	3
	長浜市	1	9	4	1	12	1	27
	米原市	2	12	6	1	20	2	43
高島	高島市	0	0	0	0	1	0	1
滋賀県		45	425	164	29	512	56	1,231

※「-」 被害想定において、建物被害がないことを示す。

※「0」 四捨五入により500トン未満であることを示す。

南海トラフ巨大地震

(単位:%)

地域	市町	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
大津	大津市	4%	36%	13%	2%	40%	4%	100%
南部	草津市	3%	46%	11%	3%	34%	3%	100%
	守山市	3%	39%	12%	3%	39%	4%	100%
	栗東市	3%	41%	12%	3%	38%	4%	100%
	野洲市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	甲賀市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
東近江	湖南市	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	東近江市	4%	32%	14%	2%	43%	5%	100%
	近江八幡市	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	日野町	4%	27%	15%	2%	46%	6%	100%
湖東	竜王町	4%	34%	13%	2%	42%	5%	100%
	彦根市	4%	30%	14%	2%	44%	5%	100%
	愛荘町	4%	29%	15%	2%	45%	5%	100%
	豊郷町	4%	31%	14%	2%	44%	5%	100%
	甲良町	4%	26%	15%	2%	47%	6%	100%
湖北	多賀町	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
	長浜市	4%	33%	14%	2%	43%	5%	100%
	米原市	4%	28%	15%	2%	45%	5%	100%
高島	高島市	4%	27%	15%	2%	46%	5%	100%
滋賀県		4%	35%	13%	2%	42%	5%	100%

G. 水害における市町別災害廃棄物発生量

(単位:t)

地域	市町	琵琶湖	草津川	野洲川下流	野洲川上流	杣川
大津	大津市	34,170	-	-	-	-
南部	草津市	3,690	660	120	-	-
	守山市	6,830	-	31,440	-	-
	栗東市	-	-	8,030	320	-
	野洲市	990	-	23,690	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	600	1,430
	湖南市	-	-	0	2,890	-
東近江	東近江市	2,040	-	-	-	-
	近江八幡市	3,820	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	5,780	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	5,290	-	-	-	-
	米原市	4,070	-	-	-	-
高島	高島市	3,430	-	-	-	-
滋賀県		70,120	660	63,300	3,800	1,430

※「-」 浸水世帯がないことを示す。

※「0」 四捨五入により10トン未満であることを示す。

※四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

(単位:t)

地域	市町	日野川	愛知川	姉川および高時川	安曇川	天野川
大津	大津市	-	-	-	-	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	3,420	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	28,850	-	-	-
	近江八幡市	32,910	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	3,070	-	-	-	-
湖東	彦根市	-	10,790	-	-	-
	愛荘町	-	6,810	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	46,250	-	20
	米原市	-	-	1,190	-	5,660
高島	高島市	-	-	-	18,870	-
滋賀県		39,410	46,450	47,440	18,870	5,680

※「-」 浸水世帯がないことを示す。

※「0」 四捨五入により10トン未満であることを示す。

※四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

G. 水害における市町別災害廃棄物発生量

(単位:t)

地域	市町	宇曽川	芹川	犬上川	大戸川	余呉川
大津	大津市	-	-	-	1,240	-
南部	草津市	-	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-	-
	野洲市	-	-	-	-	-
甲賀	甲賀市	-	-	-	380	-
	湖南市	-	-	-	-	-
東近江	東近江市	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-	-
湖東	彦根市	2,670	29,980	12,270	-	-
	愛荘町	400	-	-	-	-
	豊郷町	250	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-
	多賀町	-	40	-	-	-
湖北	長浜市	-	-	-	-	900
	米原市	-	-	-	-	-
高島	高島市	-	-	-	-	-
滋賀県		3,320	30,020	12,270	1,620	900

※「-」 浸水世帯がないことを示す。

※「0」 四捨五入により10トン未満であることを示す。

※四捨五入により、市町の和が県合計と一致しない場合がある。

C. 市町別一次仮置場の必要面積

(単位:m²)

地域	市町	琵琶湖西岸断層帯地震	花折断層帯地震	木津川断層帯地震	鈴鹿西縁断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	南海トラフ巨大地震
大津	大津市	669,800	438,200	1,700	-	-	92,900
南部	草津市	348,200	62,800	-	-	-	43,300
	守山市	68,100	17,200	-	-	-	10,700
	栗東市	59,700	40,100	1,000	-	-	8,200
	野洲市	18,400	5,400	-	-	-	24,900
	甲賀市	-	-	142,200	4,200	-	27,800
甲賀	湖南市	3,000	3,000	5,400	-	-	6,500
	東近江市	1,000	-	-	18,400	-	9,500
東近江	近江八幡市	13,000	-	-	1,000	-	55,100
	日野町	-	-	1,700	10,700	-	7,100
	竜王町	-	-	1,000	-	-	9,500
	彦根市	1,000	-	-	158,100	14,800	57,500
湖東	愛荘町	-	-	-	11,900	-	3,000
	豊郷町	-	-	-	6,500	-	3,000
	甲良町	-	-	-	29,100	1,000	1,700
	多賀町	-	-	-	45,600	1,000	1,700
	長浜市	-	-	-	3,000	250,500	9,500
湖北	米原市	-	-	-	30,300	37,900	13,000
	高島市	32,600	1,000	-	-	1,000	1,000
高島	高島市	32,600	1,000	-	-	1,000	1,000
滋賀県		1,214,800	567,700	153,000	318,800	306,200	385,900

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

(単位:ha)

地域	市町	琵琶湖西岸断層帯地震	花折断層帯地震	木津川断層帯地震	鈴鹿西縁断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	南海トラフ巨大地震
大津	大津市	66.98	43.82	0.17	-	-	9.29
南部	草津市	34.82	6.28	-	-	-	4.33
	守山市	6.81	1.72	-	-	-	1.07
	栗東市	5.97	4.01	0.10	-	-	0.82
	野洲市	1.84	0.54	-	-	-	2.49
	甲賀市	-	-	14.22	0.42	-	2.78
甲賀	湖南市	0.30	0.30	0.54	-	-	0.65
	東近江市	0.10	-	-	1.84	-	0.95
東近江	近江八幡市	1.30	-	-	0.10	-	5.51
	日野町	-	-	0.17	1.07	-	0.71
	竜王町	-	-	0.10	-	-	0.95
	彦根市	0.10	-	-	15.81	1.48	5.75
湖東	愛荘町	-	-	-	1.19	-	0.30
	豊郷町	-	-	-	0.65	-	0.30
	甲良町	-	-	-	2.91	0.10	0.17
	多賀町	-	-	-	4.56	0.10	0.17
	長浜市	-	-	-	0.30	25.05	0.95
湖北	米原市	-	-	-	3.03	3.79	1.30
	高島市	3.26	0.10	-	-	0.10	0.10
高島	高島市	3.26	0.10	-	-	0.10	0.10
滋賀県		121.48	56.77	15.30	31.88	30.62	38.59

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

D. 二次仮置場の必要面積

琵琶湖西岸断層帯地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	1,264	884	4	25	0	-	70	2,247	
	コンクリート処理量	千t	815	653	2	14	0	-	29	1,513	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	4	3	1	1	1	-	1	11	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	4.0	3.0	1.0	1.0	1.0	-	1.0	11	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	530	371	2	11	0	-	29	943
		面積	ha	11.3	8.0	0.1	0.3	-	-	0.8	21
	コンクリート	保管量	千t/年	342	274	1	6	0	-	12	635
		面積	ha	5.1	4.1	-	0.1	-	-	0.3	10
	必要面積	ha	16.4	12.1	0.1	0.4	0.0	-	1.1	30	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	8.9	6.6	0.6	0.8	0.4	-	1.1	18	
二次仮置場 必要面積合計		ha	29.7	22.1	2.1	2.6	1.4	-	3.6	62	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

花折断層帯地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	819	223	3	-	-	-	1	1,046	
	コンクリート処理量	千t	541	157	2	-	-	-	0	701	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	3	1	1	-	-	-	1	6	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	3.0	1.0	1.0	-	-	-	1.0	6	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	344	93	1	-	-	-	0	439
		面積	ha	7.4	2.2	0.1	-	-	-	-	10
	コンクリート	保管量	千t/年	227	66	1	-	-	-	0	294
		面積	ha	3.4	1.1	-	-	-	-	-	5
	必要面積	ha	10.8	3.3	0.1	-	-	-	0.0	14	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	6.1	2.0	0.6	-	-	-	0.6	10	
二次仮置場 必要面積合計		ha	20.3	6.7	2.1	-	-	-	2.0	32	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

D. 二次仮置場の必要面積

木津川断層帯地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	2	1	307	2	-	-	-	312	
	コンクリート処理量	千t	1	0	140	1	-	-	-	143	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	1	1	1	1	-	-	-	4	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	1.0	1.0	1.0	1.0	-	-	-	4	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	1	0	129	1	-	-	-	131
		面積	ha	0.1	-	2.9	0.1	-	-	-	3
	コンクリート	保管量	千t/年	0	0	59	0	-	-	-	60
		面積	ha	-	-	1.0	-	-	-	-	1
	必要面積	ha	0.1	0.0	3.9	0.1	-	-	-	4	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	0.6	0.6	2.3	0.6	-	-	-	4	
二次仮置場 必要面積合計		ha	2.1	2.0	7.6	2.1	-	-	-	14	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

鈴鹿西縁断層帯地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	-	-	8	59	516	66	-	649	
	コンクリート処理量	千t	-	-	3	27	240	28	-	298	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	-	-	1	1	2	1	-	5	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	-	-	1.0	1.0	2.0	1.0	-	5	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	-	-	3	25	216	28	-	272
		面積	ha	-	-	0.1	0.6	4.8	0.7	-	6
	コンクリート	保管量	千t/年	-	-	1	11	101	12	-	125
		面積	ha	-	-	0.1	0.2	1.6	0.3	-	2
	必要面積	ha	-	-	0.2	0.8	6.4	1.0	-	8	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	-	-	0.7	0.9	3.6	0.9	-	7	
二次仮置場 必要面積合計		ha	-	-	2.3	3.1	12.0	2.9	-	22	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

D. 二次仮置場の必要面積

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	-	-	-	-	30	592	1	623	
	コンクリート処理量	千t	-	-	-	-	15	287	0	302	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	-	-	-	-	1	2	1	4	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	-	-	-	-	1.0	2.0	1.0	4	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	-	-	-	-	13	248	0	261
		面積	ha	-	-	-	-	0.4	5.4	-	6
	コンクリート	保管量	千t/年	-	-	-	-	6	120	0	127
		面積	ha	-	-	-	-	0.2	1.9	-	2
	必要面積	ha	-	-	-	-	0.6	7.3	0.0	8	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	-	-	-	-	0.7	4.0	0.6	6	
二次仮置場 必要面積合計		ha	-	-	-	-	2.3	13.3	2.0	20	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

南海トラフ巨大地震

		単位	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	県合計	
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量	千t	175	148	68	156	127	44	1	719	
	コンクリート処理量	千t	111	117	35	79	61	21	0	425	
	平均日処理量	t/日	620							—	
	平均処理期間	日	870							—	
	必要ゾーン数	—	1	1	1	1	1	1	1	7	
	1ゾーン当たりの平均占用面積	ha	1.0							—	
	必要面積	ha	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	7	
管理ゾーン	必要面積	ha	0.4							—	
受入及び保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	73	62	29	66	53	18	0	302
		面積	ha	1.7	1.5	0.7	1.6	1.3	0.5	-	7
	コンクリート	保管量	千t/年	47	49	14	33	26	9	0	178
		面積	ha	0.8	0.8	0.3	0.6	0.5	0.2	-	3
	必要面積	ha	2.5	2.3	1.0	2.2	1.8	0.7	0.0	11	
外周及び調整ゾーン 必要面積		ha	1.7	1.6	1.0	1.5	1.2	0.7	0.6	8	
二次仮置場 必要面積合計		ha	5.6	5.3	3.4	5.1	4.0	2.4	2.0	28	

※「-」 災害廃棄物が発生しないことを示す。

※「0」 量に関する「0」は、四捨五入により500トン未満であることを示す。

様式集

災害廃棄物処理に関する_____担当者連絡一覧表

市町・一部事務組合名	担当課名	担当者名	電話番号	F A X 番号	備考
大津市					
彦根市					
長浜市					
近江八幡市					
東近江市					
草津市					
守山市					
栗東市					
野洲市					
湖南市					
甲賀市					
米原市					
高島市					
日野町					
竜王町					
愛荘町					
豊郷町					
甲良町					
多賀町					

担当	担当課名	担当者名	電話番号	F A X 番号	備考
総務担当	循環社会推進課		077-528-3472	077-528-4845	
仮設トイレ担当	循環社会推進課		077-528-3472	077-528-4845	
し尿担当	循環社会推進課		077-528-3472	077-528-4845	
生活ごみ担当	循環社会推進課		077-528-3472	077-528-4845	
がれき等担当	循環社会推進課		077-528-3472	077-528-4845	

環境事務所名	担当者名	電話番号	F A X 番号	備考
湖北環境事務所		0749-65-6653	0749-63-4040	
湖東環境事務所		0749-27-2255	0749-27-1688	
東近江環境事務所		0748-22-7759	0748-22-0411	
甲賀環境事務所		0748-63-6133	0748-63-6135	
南部環境事務所		077-567-5456	077-564-1733	
高島環境事務所		0740-22-6066	0740-22-6105	

報告・支援要請受理記録シート

市町名	
-----	--

区分	報告の内容	様式の有無	報告受理等月日	備考
共通	() による被災状況	被災状況報告様式		
	支援可能状況回答書	支援可能状況回答様式		
	支援要請書	支援要請様式		
	支援要請回答書	支援要請回答様式		
仮設トイレ	下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況	報告様式 2		
し尿処理	し尿推計収集対象発生量	様式 3 - 1		
	し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式 3 - 2		
生活ごみ処理	生活ごみ推計収集対象発生量	様式 4 - 1		
	生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式 4 - 2		
がれき等処理	がれき等推計収集対象発生量	様式 5 - 1		
	仮置場配置・開設状況	様式 5 - 2		
	仮置場運用計画	様式 5 - 3		
	がれき等処理実績報告および処理、支援の進捗状況	報告様式 5 - 4		

※報告受理月日は、以下のように記載すること
 1次報告 1 月 / 日、2次報告 2 月 / 日

災害廃棄物処理に係る連絡様式

宛先	
差出人	
連絡先	
送信日時	日 時 分
種別	(連絡・照会・要請・その他)
件名	
添付資料	

内 容

広域連携に係る様式一覧

内容の区分	様式名	様式番号	報告・要請の 時期の目安
共通	() による被災状況	被災状況報告様式	初動対応 (できるだけ早期に)
	支援可能状況回答書	支援可能状況回答様式	※支援の必要が見込まれる時 初動対応
	支援要請書	支援要請様式	※支援の必要が生じた時 初動対応 (その後も必要に応じ)
	支援要請回答書	支援要請回答様式	
仮設トイレ	下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況	報告様式 2	応急対応
し尿処理	し尿推計収集対象発生量	様式 3 - 1	初動対応 (支援要請に添付)
	し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式 3 - 2	応急対応
生活ごみ処理	生活ごみ推計収集対象発生量	様式 4 - 1	初動対応 (支援要請に添付)
	生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進捗状況	報告様式 4 - 2	応急対応
がれき等処理	がれき等推計収集対象発生量	様式 5 - 1	初動対応
	仮置場配置・開設状況	様式 5 - 2	
	仮置場運用計画	様式 5 - 3	
	がれき等処理実績報告および処理、支援の進捗状況	報告様式 5 - 4	応急、復旧対応

※必要に応じて随時情報更新のために報告を求めることがある。

※県域を越える受援・支援に係る様式は、国のブロック協議会作成の様式による。

※初動対応は「発災後数日間程度」、応急対応は「～3か月程度」、復旧対応は「3か月を超える程度」を指すが、災害の規模や内容により異なる。

※これらの様式によることができない事情があるときは、連絡様式その他任意の様式によること。

() による被災状況

※判明している部分について記載すること。

市 町 名 _____

報告者氏名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

報告の回数 _____ 第 _____ 次報告

1. 全体の被害の状況（建物、避難所、下水等）

--

2. 廃棄物処理施設の状況

施設名	
被害程度（概要）	
応急対策の状況	
復旧見込み	
その他参考事項	
施設名	
被害程度（概要）	
応急対策の状況	
復旧見込み	
その他参考事項	

3. し尿収集・運搬車両の被災状況

稼働可能台数	関係団体ごとの稼働可能台数※

※記入例：10台可能（全体 台中）
 ※車両燃料の確保に支障が生じている場合はその状況も記載。

4. 生活ごみ収集・運搬車両の被災状況

稼働可能台数	関係団体ごとの稼働可能台数※

※記入例：10台可能（全体 台中）
 ※車両燃料の確保に支障が生じている場合はその状況も記載。

5. 支援要請の見込み

仮設トイレ	有・無・不明	生活ごみ（収集・運搬）	有・無・不明
し尿（収集・運搬）	有・無・不明	生活ごみ（処理）	有・無・不明
し尿（処理）	有・無・不明	がれき等処理	有・無・不明

支援可能状況回答書

市町名			
担当者所属・氏名			
回答年月日			
仮設トイレに関する支援可能状況			
支援基数	支援期間	その他仮設トイレに関する支援準備内容 等	
し尿の処理に関する支援可能状況			
処理量	処理期間		
し尿の収集・運搬に関する支援可能状況			
車両台数	派遣期間		
その他し尿に関する支援可能状況 等			
生活ごみの処理に関する支援可能状況			
処理量	処理期間		
生活ごみの収集・運搬に関する支援可能状況			
車両台数	派遣期間		
その他生活ごみに関する支援可能状況 等			
がれき等処理に関する支援可能状況			
支援内容	支援期間	その他がれき等処理に関する支援可能状況 等	

支援要請書

※今回要請する部分・内容について記載すること。

市町名		
支援要請年月日		
支援要請担当者所属・氏名		
電話番号	ファックス番号	
メールアドレス		
仮設トイレに関する支援要請		
要請基数	要請期間	設置場所
現在受けている支援の状況		その他 仮設トイレに関する支援要請 等
<支援団体名>		
<支援内容>		
<その他>		
し尿の処理に関する支援要請内容		
要請処理量	要請期間	要請場所
し尿の収集・運搬に関する支援要請内容		
要請車両台数	要請期間	要請場所
現在受けている支援の状況		公共下水道の 使用の可否
<支援団体名>		その他 し尿処理に 関する支援要請 等
<支援内容>		
<その他>		
生活ごみの処理に関する支援要請内容		
要請処理量	要請期間	要請場所
生活ごみの収集・運搬に関する支援要請内容		
要請車両台数	要請期間	要請場所
現在受けている支援の状況		その他 生活ごみ処理に関する支援要請 等
<支援団体名>		
<支援内容>		
<その他>		
がれき等処理に関する支援要請内容		

※要請内容に応じ、発生量の推計（様式3-1、様式4-1、様式5-1）を添付すること。

支援要請回答書

※今回回答する部分について記載すること。

県回答日時			
支援要請市町名			
支援要請年月日			
仮設トイレに関する支援の回答			
支援基数	支援期間	支援者等	
支援困難（継続調整中含む）基数等		その他仮設トイレに関する支援の内容 等	
し尿の処理に関する支援の回答			
処理量	処理期間	支援場所等	支援困難（継続調整中含む）量等
し尿の収集・運搬に関する支援の回答			
車両台数	派遣期間	相手方等	支援困難台数（継続調整中含む）等
その他し尿に関する支援の内容 等			
生活ごみの処理に関する支援の回答			
処理量	処理期間	支援場所等	支援困難量（継続調整中含む）等
生活ごみの収集・運搬に関する支援の回答			
車両台数	派遣期間	相手方等	支援困難（継続調整中含む）台数等
その他生活ごみに関する支援の内容 等			
がれき等処理に関する支援の回答			
支援内容	支援期間	相手先等	
支援困難（継続調整中含む）な内容		その他	

下水道および施設の復旧状況、仮設トイレの撤去状況

市 町 名 _____

報告者氏名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

報告の回数 _____ 第 _____ 次報告

下水道施設の復旧状況

被災した下水道施設名	復旧の状況（復旧月日）

下水道の復旧状況

下水道が使用不能の地区	使用できない世帯数	復旧の状況（復旧月日）

仮設トイレの撤去計画

設置した場所	設置数	撤去数（撤去月日）

仮設トイレ撤去後の他市町での利用可能数

仮設トイレの所有形態	利用可能数（うち障害者用）	備 考
当該市町所有分		
他市町等からの支援分		<他市町等の内訳>
業者からのリース分		<業者名>
その他		
合 計		

し尿推計収集対象発生量

市 町 名	
報告者氏名	
報告年月日	年 月 日
報告の回数	第 次報告

避難所名	し尿発生量推計 (リットル/日)
計	

収集運搬能力推計 (リットル/日)

処理能力 (リットル/日)

※適宜欄を増やしてください。

計画収集 エリア	し尿発生量推計 (リットル/日)
計	

推計のもとになった被害状況の出典等	
(例：○月○日○時現在災害対策本部発表第○報)	

※し尿発生量の推計に対し、収集・運搬および処理能力を勘案して支援要請を検討すること。

※滋賀県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）の下記の該当箇所などを参考に推計を行うこと。

「避難所し尿発生量」	資料編31ページ
「計画収集エリアし尿発生量」	資料編35ページ
「収集運搬能力」	資料編35ページ

※発生量等の把握が困難な事情がある場合は、該当欄に「不明」等を記載すること。

し尿収集・運搬および処理、支援の進捗状況

市 町 名

報告者氏名

報告年月日

年

月

日

報告の回数

第

次報告

し尿の収集・運搬及び処理の進捗状況

処理状況	備考

支援の進捗状況

支援要請内容	支援の進捗状況

※県を介し、受けている支援の進捗状況について記載（支援が未実施の事項があれば進捗状況と併せて記載）。

その他の支援の進捗状況

支援内容		支援概要
支援団体名		
人材支援		
収集・運搬 車両支援		
処理支援		

※県を介さず、市町間で独自に行われている支援がある場合、その内容について記載する。

支援の不足状況

不足人材数	不足車両台数	不足処理能力

生活ごみ推計収集対象発生量

市 町 名 _____

報告者氏名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

報告の回数 _____ 第 _____ 次報告

避難所名	ごみ発生量推計 (t/日)
合計	

収集運搬能力推計 (t/日)

処理能力 (t/日)

※適宜欄を増やしてください。

通常ごみ	ごみ発生量推計 (t/日)
計	

推計のもとになった被害状況の出典等	
(例：○月○日○時現在災害対策本部発表第○報)	

※避難所および通常地域におけるごみ発生量の推計に対し、収集・運搬および処理能力を勘案して支援要請を検討すること。

※滋賀県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）の下記の該当箇所などを参考に推計を行うこと。

「避難所ごみ発生量」	資料編31ページ
「通常ごみ発生量」	資料編35ページ
「収集運搬能力」	資料編35ページ

※発生量等の把握が困難な事情がある場合は、該当欄に「不明」等を記載すること。

生活ごみ収集・運搬および処理、支援の進捗状況

市 町 名 _____

報告者氏名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

報告の回数 _____ 第 _____ 次報告

生活ごみの収集・運搬及び処理の進捗状況

処理状況	備考

支援の進捗状況

支援要請内容	支援の進捗状況

※県を介し、受けている支援の進捗状況について記載（支援が未実施の事項があれば進捗状況と併せて記載）。

その他の支援内容

支援内容		支援概要
支援団体名		
人材支援		
収集・運搬 車両支援		
処理支援		

※県を介さず、市町間で独自に行われている支援がある場合、その内容について記載する。

支援の不足状況

不足人材数	不足車両台数	不足処理能力

がれき等推計収集対象発生量

市 町 名	
報告者氏名	
報告年月日	年 月 日
報告の回数	第 次報告

[震災]

建物の 構造区分	可燃物発生量(t)	不燃物発生量(t)
木造		
非木造		
合計		

※滋賀県災害廃棄物処理計画資料編18ページ等を参考に推計すること。

※「木造」、「非木造」等は可能な限り区分すること。

[水害]

粗大ごみ	発生量 (t)
浸水した畳、建具、家具等	

※滋賀県災害廃棄物処理計画資料編20ページ等を参考に推計すること。

推計のもとになった被害状況の出典等	
(例：○月○日○時現在災害対策本部発表第○報)	

仮置場必要面積等	仮置場確保面積等	仮置場不足面積等

※滋賀県災害廃棄物処理計画資料編32ページ等を参考に推計すること。

※発生量等の把握が困難な事情がある場合は、該当欄に「不明」等を記載すること。

仮置場配置・開設状況

市町名

作成者氏名

作成年月日

年

月

日

仮置場予定地

(名称)

(仮置場面積)

m²

(住所)

(開設予定日)

(閉鎖予定日)

仮置場の開設

仮置場位置	場内配置図及び場内ルート

開設状況

--

仮置場運用計画

市 町 名 _____

作成者氏名 _____

作成年月日 _____

年 _____

月 _____

日 _____

仮置場名称

(名称)

(住所)

仮置場の運用

管理団体名		運用人数	人/日
管理者名 (責任者)		連絡先 (電話番号)	
運営時間	～		
使用重機		搬入・搬出 方法	(搬入方法)
分別区分			(搬出方法)
その他 留意事項			

がれき等処理実績報告および処理、支援の進捗状況

市 町 名 _____

報告者氏名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

報告の回数 _____ 第 _____ 次報告

がれき等処理実績報告

①解体対象（予定）棟数	
②市町解体棟数	
③他の主体による解体棟数	
④解体棟数合計＝②＋③	
解体進捗率＝④／①（％）	

分別区分	(記入例) 木くず					合計
①推計発生総量（トン）						
再利用・再資源化量（トン）						
焼却量（トン）						
最終処分量（トン）						
②処理・処分合算量（トン）						
処分率＝②／①（％）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
③仮置場保管量（トン）						
④仮保管＋処理合算量 ＝②＋③（トン）	0	0	0	0	0	0
仮保管＋処分率 ＝④／①（％）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

支援の進捗状況

支援要請内容	支援の進捗状況

※県を介し、受けている支援の進捗状況について記載（支援が未実施の事項があれば進捗状況と併せて記載）。